

安全・安心の確保のための奈良県基本計画

令和 4 年 4 月

奈 良 県

《 目 次 》

I 計画の基本的事項	1
1 本計画の趣旨	
2 計画のコンセプト	
3 計画の期間	
4 P D C A サイクルの推進	
II 前期計画の取組結果と次期計画への課題	3
1 前期計画の取組結果	
2 更なる安全・安心の確保に向けた課題	
III 今次計画の概要	7
1 目指す姿	
2 基本目標	
3 基本方針	
IV 計画の内容（7つの方向性と20の推進項目）	
「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の体系	9
方向性1 子供を守る	
推進項目1 学校及び通学通園路等の安全の確保	13
推進項目2 少年の非行・被害防止	17
推進項目3 児童虐待に対する適切な対応	22
方向性2 女性を守る	
推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進	27
推進項目5 ストーカー事案への対策の推進	31
推進項目6 性犯罪等への対策の推進	34
方向性3 高齢者、障害者を守る	
推進項目7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進	39
推進項目8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応	42
方向性4 外国人をはじめとした観光客等を守る	
推進項目9 訪日外国人等への適切な対応	45
推進項目10 観光地における安全・安心の確保	47
方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る	
推進項目11 特殊詐欺対策	51
推進項目12 暴力団対策	54
推進項目13 薬物対策	57
推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処	60
方向性6 道路交通の「場」において県民を守る	
推進項目15 高齢者及び子供の安全確保	65
推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進	68
推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	71
方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤の強化	
推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援	77
推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化	81
推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進	85
安全・安心の確保のための奈良県基本計画におけるKPI一覧	
女性の相談窓口一覧（資料）	

I 計画の基本的事項

1 本計画の趣旨

治安を確保することは、直接的には、犯罪等や交通事故による被害のない、あるいはその被害に遭う不安のない生活を確保する、ということを意味しますが、より広い視野でみると、治安が保たれ、秩序の整った社会を維持することは、家庭生活、地域貢献活動、経済活動、文化・芸術活動といったあらゆる人間の活動（さらには、これら分野に係るあらゆる行政活動）の基礎条件となっており、いわば良好な治安は社会・経済の発展の礎であるといえます。

イメージ図



社会活動の礎となる良好な治安は、社会を構成する多様な主体がそれぞれの治安を確保するための取組をきめ細かく重層的に展開してこそ確保されることから、県民や事業者の皆様の協力が不可欠です。

安全・安心の対策全般を捉え、基本理念・方針を示し、県と警察の役割や責任の範囲を明らかにすることで、それが自律した責任ある主体として治安の確保に向けた一層の連携に努めるため、平成29年4月、県と警察とが協働し、奈良県の安全・安心の確保のための大綱となる基本計画を策定しました。

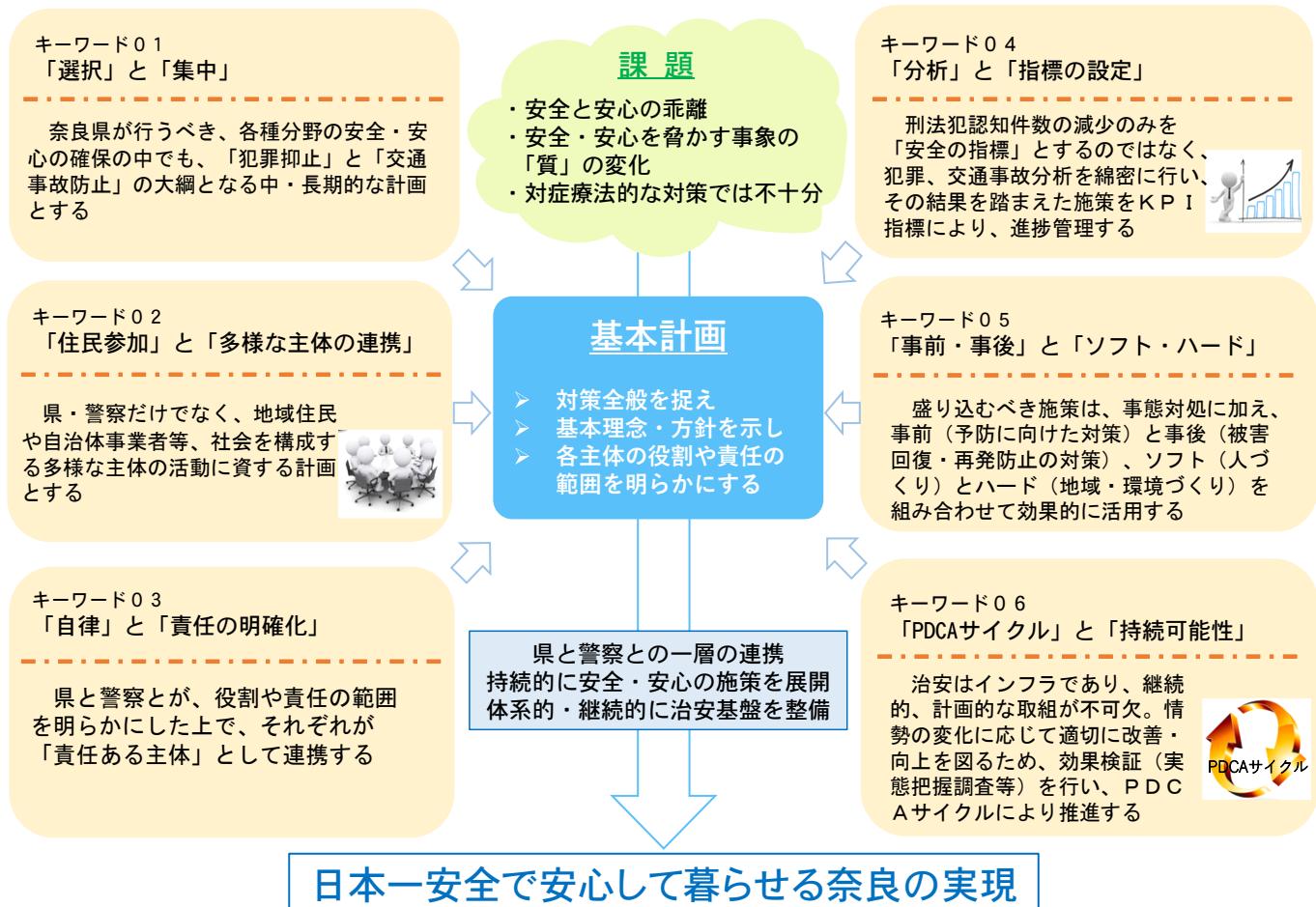
本計画に基づき、持続的な安全・安心の施策を展開し、体系的・継続的に治安基盤を整備することで、社会・経済の円滑な循環を図り、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指しています。

今般、前期計画の期間満了に伴い、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、更なる安全・安心の確保に向け、新たに今次計画を策定しました。

2 計画のコンセプト

計画は、6つの基本コンセプトに配意して策定されています。

「基本計画」のコンセプト



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 PDCAサイクルの推進

良好な治安は社会・経済の発展の礎であり、継続的・計画的な取組が不可欠です。従って、安全・安心の確保については、綿密な現状分析のもと適切にKPI指標を設定し、これに基づいて施策の進捗管理と効果検証を行い、マネジメントサイクルを推進します。

また、情勢の変化に応じて適切に改善・向上を図る必要があることから、原則5年毎に計画内容を見直すとともに、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

II 前期計画の取組結果と次期計画への課題

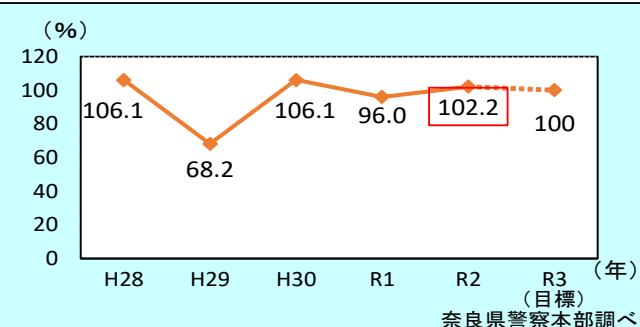
1 前期計画の取組結果

前期計画では、「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」に向け、3つの基本目標のもと施策を推進してきました。その結果については次のとおりです。

順調に推移している基本目標

- ① 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等）の検挙率100%を目指します

【凶悪犯罪検挙率】



【取組結果】

各種警察活動を強化した結果、平成30年、令和2年と凶悪犯罪の検挙率は目標の100%を達成し、令和2年は前年比6.2ポイント増加の102.2%となった。

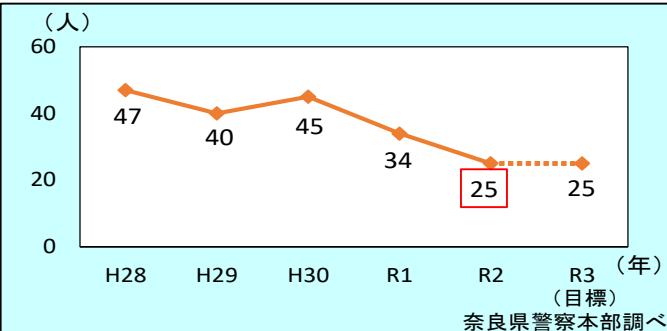
凶悪犯罪の検挙は、警察にとって当然取り組むべきものであり、また、5年間においてもおおむね達成できています。

よって、今後は目標として掲げるのではなく、「参考指標」として毎年検証していくこととします。

- ② 交通事故による死傷者数を減少させつつ、特に交通事故死者数*を限りなくゼロ（25人以下を目途）に近づけます

* 交通事故発生から24時間以内に死亡した人数

【交通事故死者数】



【取組結果】

分析に基づく交通事故抑止活動の推進により、交通事故死者数は平成28年から徐々に減少し、令和2年の交通事故死者数は25人となり、目標を達成

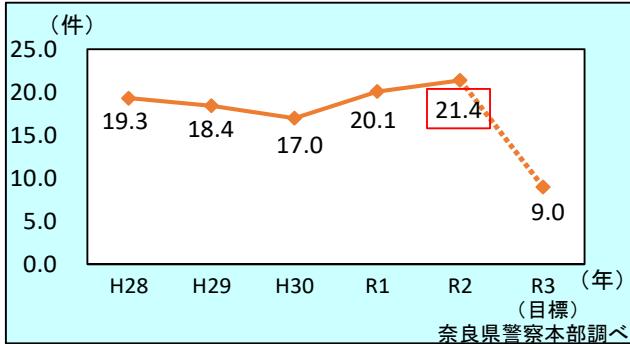
交通事故死者数については、令和2年に25人以下を達成するなど、目標については堅調に推移しています。ただし、全国的には子供が被害に遭う痛ましい事故が発生するなど、通学通園路等における子供の安全・安心の確保については、引き続き、かつ、重点的に取り組むべき課題であり、本目標は継続とします。

達成が見込み難い基本目標

③ 刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等^{*}の発生を限りなくゼロ（犯罪発生率人口10万人あたり9.0件以下を目指す）に近づけます。

※ 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ、特殊詐欺

【人口10万人あたり重要犯罪等認知件数】



【取組結果】

手口の変遷等により特殊詐欺の被害は、高齢者を中心に被害が後を絶たない。平成28年から令和2年までの間、目標値である人口10万人あたり9.0件以下の目標を達成することは出来ず、令和2年中は21.4件となり、目標値より12.4件上回る結果となった。

刑法犯認知件数が減少する中、重要犯罪等の認知件数はほぼ横ばい状態であり、引き続きそれら犯罪への対策が必要です。特に、特殊詐欺の被害件数は多く、重点的に対策を進めるとともに、その他の罪種についても引き続き防犯対策を講じる必要があることから、本目標は継続とします。

振り返って

基本目標①②(3ページ)については、基本計画に基づいた各種施策を推進した結果、おおむね順調に推移しています。

一方で、刑法犯認知件数の総数は計画策定前の平成28年の9,307件から、令和2年には5,774件と約4割減少するなど、一定の成果がみられるものの基本目標③(4ページ)に係る情勢は非常に厳しく、重要犯罪等の認知件数は、平成28年の262件から、令和2年には284件と微増しています。これは、計画策定時から増加傾向であった特殊詐欺が、犯行手口を都度変化させながら、依然として高い水準で発生していることが要因であり、県民、特に高齢者の安全安心を脅かしています。

加えて、全国的には、通学通園路等において子供が被害に遭う重大事件や交通事故が発生していることから、引き続き、社会全体で子供を守るための取組を推進することが重要な課題となります。

そのため「交通事故による死傷者数を減少させつつ、特に交通事故死者数を限りなくゼロ（25人以下を目指す）に近づけます」及び「刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等の発生を限りなくゼロ（犯罪発生率人口10万人あたり9.0件以下を目指す）に近づけます」については、次ページの「更なる安全・安心の確保に向けた課題」を中心に据えながら、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けた目標として、数値目標を再設定の上、引き続き取り組みます。

なお、「凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等）の検挙率100%を目指します」については、目標としては設定しないものの、参考指標として、進捗状況を毎年検証していきます。

2 更なる安全・安心の確保に向けた課題

① 通学通園路等における子供の交通事故防止と犯罪被害防止

子供が被害に遭った重大事件・交通事故

① 奈良県内

- ・平成9年5月 月ヶ瀬村女子中学生略取殺人事件
- ・平成16年11月 奈良市女子児童誘拐殺人事件
- ・平成27年7月 香芝市女子児童誘拐事件

② 全国

- ・平成24年4月 京都府亀岡市 無免許運転による登校中児童等の死傷事故
- ・平成30年5月 新潟県新潟市 下校中の女子児童誘拐殺人事件
- ・令和元年5月 滋賀県大津市 園外移動中の園児の死傷事故

これまでの対策

○見守り活動の強化→ボランティア団体数の増加：838団体、43,264人

(うち青色防犯パトロール関係：210団体、989台、4,118人)※R2.12月末現在

○通学通園路等の合同点検の実施→平成24年の緊急合同点検で対策が必要とされた

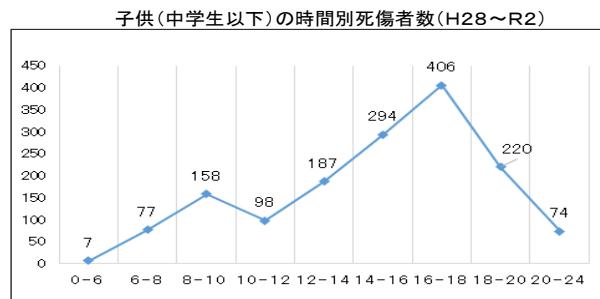
1,341箇所のうち、1,331箇所の対策を完了※R3.3月末現在

○「登下校防犯プラン」の推進→県内34市町村で「地域連携の場」を構築※R3.4月末現在

現状分析

○ 令和3年6月に千葉県八街市において飲酒運転による下校中児童の死傷事故が発生しています。

○ 奈良県内の交通事故を分析すると子供(中学生以下)の時間別死傷者数は16時から18時までが最多となっています。



今後の課題

これまでも、子供が被害に遭う事故や事件の発生を受け、再発防止に向けた取組を進めてきました。特に、奈良県では、平成16年に発生した奈良市における女子児童誘拐殺人事件を受け、学校、行政、家庭、地域で子供の安全を守る取組が一層強化され、青色防犯パトロールなどの防犯ボランティア団体数が増加するなど自主防犯の意識が高まりました。

また、平成24年に発生した京都府亀岡市における登校中児童等の死傷事故を受け、通学路に対する緊急点検を行い、奈良県内の危険箇所については、ほぼ対策を終えるなど、交通安全対策にも取り組んできました。

しかしながら、全国では子供が被害に遭う痛ましい事故や事件は発生しています。令和3年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転による下校中児童の死傷事故を受け、奈良県においては、県・県教育委員会・警察本部等による「奈良県通学路等安全対策推進会議」を設置し、通学通園路の安全総点検及び改善策の検討等を行うほか、通学通園路等のデジタルマップに危険箇所等を示した「見える化資料」を活用して安全対策を推進するなど、通学通園路等における子供の被害ゼロに向けた交通事故防止と犯罪被害防止を図っていく必要があります。

② 特殊詐欺の未然防止対策

これまでの対策

- 水際における被害防止→金融機関職員による声かけやATM利用限度額の引き下げ等
- 防犯機能付き電話の普及促進→県内25市町村で普及促進に向けた補助事業等を実施
(うち15市町村は地区防犯協議会と連携した事業)※R3.10月末現在
- 犯行グループの検挙→特殊詐欺捜査室の設置による検挙の強化
(検挙人員47名、検挙件数138件 ※R2年中)

現状分析

① 奈良県の情勢等

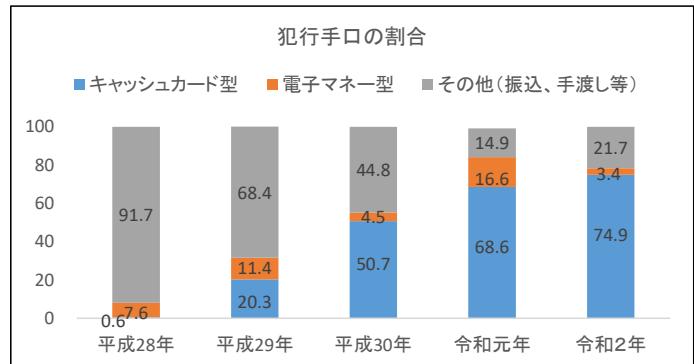
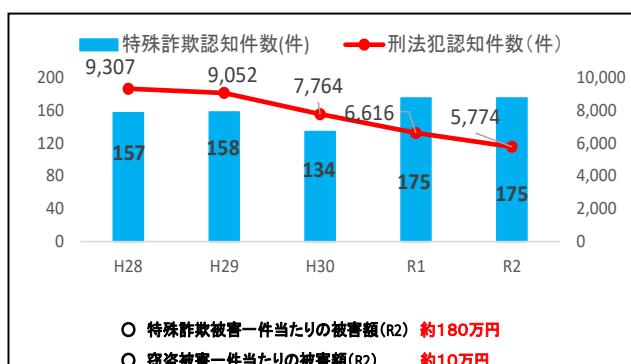
全刑法犯の認知件数は減少していますが、特殊詐欺の認知件数は高止まりで、一件あたりの被害額も甚大となっています。

② 犯行手口の変遷

これまで振込や手渡しによる犯行が多くなったが、平成30年以降、キャッシュカード型による犯行が半数以上を占めており、変遷する手口への対応と犯人からのアプローチ手段である固定電話への対策が必要と言えます。

【発生状況等】

【犯行手口の推移】



今後の課題

前期計画が制定された平成28年当時、特殊詐欺の大半がオレオレ詐欺に代表されるいわゆる手交型であり、電話でだまされた高齢の被害者が自ら金融機関へ赴き、多額の預貯金を引き出して、犯人に手交する（奪われる）といった態様が主でありました。

そのため、警察と金融機関が連携し、「高額出金時の通報依頼」「金融機関職員による声掛け」「利用限度額の引下げ」を実施するなど、水際における被害防止対策のほか、犯行グループの検挙を徹底してきました。

しかしながら、犯行グループは、そういった水際対策をかいくぐり、確実に現金を手にするため、電話を架けて騙した高齢者宅に赴き、直接キャッシュカード等を受け（盗み）取り、自らの手で現金を引き出すなど手口を周到に変遷させています。

県や警察では、それらに対応する被害防止対策を一層推進するため、高齢者を含む幅広い世代に対して、「具体的な手口を知ること」「誰かに相談すること」等を呼び掛けるといったよりきめ細やかな働き掛け、及び犯人からのアプローチ手段である固定電話を物理的に遮断する防犯機能付き電話の普及促進を更なる施策として取り組んでいく方針です。

今後も、発生状況等を詳細に分析することにより、未然防止対策や検挙を徹底し、特殊詐欺を含む重要犯罪等の発生を限りなくゼロに近づけることを目指します。

III 今次計画の概要

1 目指す姿

今次計画においても、目指す姿を「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」とし、2つの基本目標と基本方針となる7つの方向性と20の推進項目に取り組みます。

目指す姿

日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現

2 基本目標

次ページに掲げる基本方針に係る施策の展開を推進し、重層的に防護策を重ねることによって、子供・女性・高齢者をはじめとする全ての県民が、犯罪やトラブル、交通事故等の安全・安心を脅かす事象の被害に遭い、命を落とすなどの最悪の事態に遭うことを未然に防止することを目指し、その成果として達成すべき以下の2点を基本目標として掲げます。

基 本 目 標

- ① 刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等^{*}の発生を限りなくゼロ（犯罪発生率人口10万人あたり6.3件以下を目指）に近づけます

※ 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ、特殊詐欺

- ② 交通事故による死傷者数を減少させつつ、特に交通事故死者数^{*}を限りなくゼロ（20人以下を目指）に近づけます

※ 交通事故発生から24時間以内に死亡した人数

【参考指標】（毎年その進捗状況を確認）

※ 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等）の検挙率100%

3 基本方針

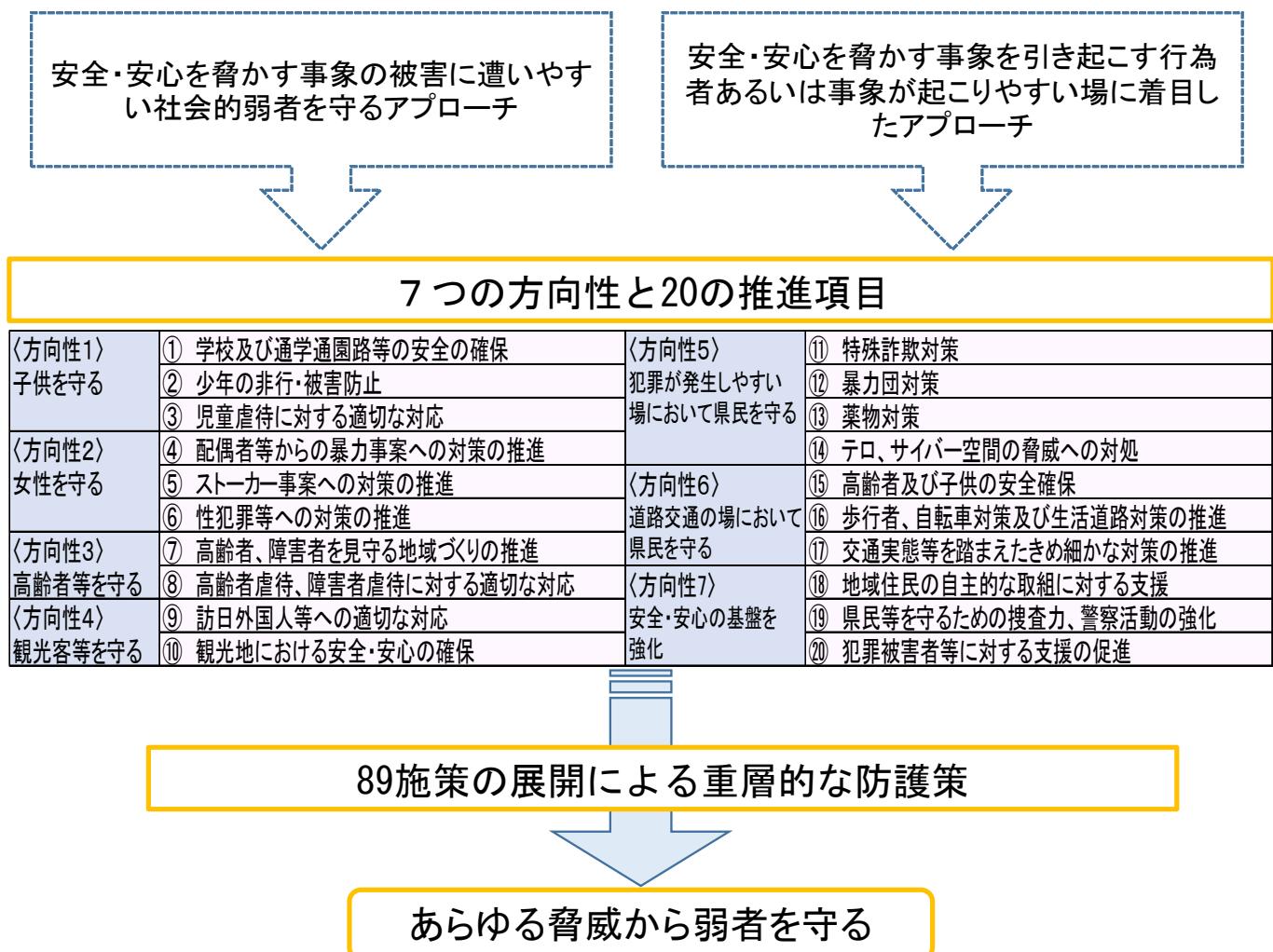
事件と事故は、故意と過失という違いはあるものの、危険発生のメカニズムは同じであり、行為者がいて、その行為が社会の防護策をくぐり抜けることにより発生します。

そのため、抑止のための仕組みも同じであり、今次計画においても、

- ① 安全・安心を脅かす事象の被害に遭いやすい社会的弱者を守るアプローチと、
- ② こうした事象を引き起こす行為者あるいは、こうした事象が起りやすい場に着目したアプローチ

の2つの観点から、7つの方向性と20の推進項目を選定しました。

引き続き、今次計画で選定した推進項目から、89の施策を展開することによって重層的に防護策を重ね、あらゆる脅威の未然防止を図っていきます。



「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の体系

県と警察とが協働して、重点的に取り組む**7つの方向性、20の推進項目**

子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ	
方向性1 子供を守る	推進項目1 学校及び通学通園路等の安全の確保
	施策の展開
	1. 学校における安全体制の構築と安全教育の推進 2. 学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進 3. 不審者情報等の迅速な把握と提供 4. 警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動
方向性2 女性を守る	推進項目2 少年の非行・被害防止
	施策の展開
	1. インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進 2. 有害環境への適切な対応 3. 薬物乱用対策の推進 4. 不良行為及び初発型非行の防止 5. 再非行の防止 6. いじめ・暴力行為等の問題行動への対応 7. 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止
方向性3 高齢者、障害者を守る	推進項目3 児童虐待に対する適切な対応
	施策の展開
	1. 虐待の実態把握と要因分析 2. 子供と家庭を見守る県民の意識づくり 3. 虐待の予防と早期の対応 4. 虐待を受けた子供のケアと家庭への支援 5. 子供と家庭を支援する体制の整備
方向性4 外国人をはじめとした観光客等を守る	女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す
	推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進
	施策の展開
	1. 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制の整備 2. 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成 3. 被害者が安心して相談できる体制の整備 4. 被害者の迅速安全な保護 5. 被害者の自立を支援
	推進項目5 ストーカー事案への対策の推進
	施策の展開
	1. ストーカー事案に対応する体制等の整備 2. 被害者等の一時避難等の支援 3. 被害者情報の保護 4. 被害者等に対する情報提供等 5. ストーカー予防のための教育等 6. 加害者に対する取組の推進
	推進項目6 性犯罪等への対策の推進
	施策の展開
	1. 性犯罪等への的確な対応 2. 被害者への支援・配慮等 3. 未然防止に向けた取組の推進
方向性3 高齢者、障害者を守る	高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる
	推進項目7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進
	施策の展開
	1. 高齢者、障害者に対する直接の取組 2. 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組 3. 高齢者、障害者の消費者被害防止のための見守り活動の充実 4. 地域コミュニティの再構築に向けた取組 5. 成年後見制度の普及促進 6. 認知症高齢者等の行方不明対策
	推進項目8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応
	施策の展開
	1. 虐待の未然防止 2. 虐待の早期発見・早期対応 3. 養護者の支援 4. 関係機関の連携・協力による支援体制の構築
方向性4 外国人をはじめとした観光客等を守る	外国人をはじめとした観光客等が安全・安心に訪れるができる
	推進項目9 訪日外国人等への適切な対応
	施策の展開
	1. 日本語を解さない外国人観光客とのコミュニケーションの円滑化 2. 安全で安心して訪れることができる基盤の整備 3. 日本の制度・手続、マナー・ルール等を分かりやすく情報発信 4. 災害等に備えた観光案内所の機能強化 5. 中長期的に滞在する外国人の安全・安心の確保
	推進項目10 観光地における安全・安心の確保
	施策の展開
	1. 人出が多く見込まれるイベントにおける安全・安心の確保 2. 山岳遭難防止対策の推進 3. 文化財の保護

方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る	県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する	
	推進項目11 特殊詐欺対策	1. 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動への情報提供の推進 2. 防犯機能付き電話の普及促進 3. 官民一体となった被害防止対策の推進 4. 警察の総力を挙げた取締り活動の推進
	推進項目12 暴力団対策	1. 暴力団、関係者に対する取締り強化と厳正な処分の促進 2. 暴力団排除活動の推進 3. 保護対策等の強化 4. 暴力団構成員の離脱促進及び社会復帰対策の推進
	推進項目13 薬物対策	1. 啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進 2. 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底 3. 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底等
方向性6 道路交通の「場」において県民を守る	推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処	1. テロに強い社会の実現 2. サイバー空間の安全・安心の確保
	交通事故死者数を限りなくゼロにする	
	推進項目15 高齢者及び子供の安全確保	1. 年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進 2. 高齢運転者対策の充実等 3. 地域ぐるみの交通安全対策の推進
	推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進	1. 歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進 2. 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 3. 安全で快適な自転車利用環境の整備 4. 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化
方向性7 県民を守るためにの安全・安心の基盤の強化	推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	1. 効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進 2. シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底 3. 交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進 4. 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 5. 被害者支援の充実と推進
	安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する	
	推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援	1. 人的支援の強化 2. 財政的・物的支援の充実 3. 防犯カメラの設置促進 4. 情報提供の推進 5. 教育・啓発の推進
方向性7 県民を守るためにの安全・安心の基盤の強化	推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化	1. 司法制度改革への対応 2. 捜査力の強化 3. 科学技術の活用 4. 事件・事故への対応 5. 交番・駐在所の機能強化
	推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進	1. 経済的な支援への取組 2. 心身に受けた影響からの回復への取組 3. 安全の確保への取組 4. 居住及び雇用の安定への取組 5. 支援等のための体制整備への取組 6. 県民の理解と協力の確保

方向性1 子供を守る

～子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ～

推進項目1 学校及び通学通園路等の安全の確保

1 基本方針

学校及び通学通園路等の安全の確保

- ①学校における安全体制の構築と安全教育の推進
- ②学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進
- ③不審者情報等の迅速な把握と提供
- ④警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動

2 施策の展開

(1) 学校における安全体制の構築と安全教育の推進

ア 学校の安全管理の取組状況に関する実態把握等

学校の安全管理の取組については、学校や地域の状況等を踏まえ「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）の作成や、防犯教室及び訓練等の実施、防犯ブザーの配布、防犯カメラ等の整備、さすまた等の安全を守るために器具の配備等が進められているところですが、より一層の推進を図るため、これらの状況等について「学校安全についてのアンケート調査」を継続実施し、実態把握と改善に向けた指導を行います。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

イ 学校での危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の整備

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものです。さらに、作成した危機管理マニュアル等を保護者や地域住民に周知して協力体制を整備することや学校の安全教育・安全管理の方針を具体的に共有することが必要となります。

また、マニュアル作成後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しが必要であり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に対応していくことを周知徹底します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

ウ 学校が行う自主的な安全対策の促進

学校内への不審者等の侵入による子供への危害防止を図るため、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）に基づき、学校管理者等による定期的な施設・設備の点検と整備を促進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

エ 実践型の被害防止教育の推進

子供を対象とした犯罪等については、行為者が甘言や詐言を用いるなど、極めて悪質な手口により敢行されていることから、子供の学年や理解度に応じて、危険を予測し回避する能力を身に付けさせるための参加・体験型の実践的な被害防止教育を進めます。特に、県警察においては、子供の被害防止指導キーワード「いかのおすし一人前」を策定するとともに、その効果的な普及を目的としたダンスと歌による広報啓発チームである「チーム『キッズポリス』」を結成しています。引き続き、

県や県警察が主催等するイベントにおいて、より幅広い年代に「いかのおすし一人前」を広報啓発し、子供が危険に直面した時に、その場から逃げたり、誘いを拒否できる能力を育てます。

また、教育現場において、防犯ブザー等の防犯機器の活用方法や、通学通園路等の行動範囲を自ら歩いて調査し、地図に書き込むことで危険予測能力、危機回避能力を身に付けさせ、犯罪等の危険から自分の身を守る能力を高めることができる「地域安全マップ」の作成を促進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、
警察本部少年課、生活安全企画課、人身安全対策課】

オ 学校安全のための教員の指導力向上

学校及び通学通園路等における防犯指導及び防犯教室・訓練等において、学校及び通学通園路等における重大な被害を防止するため、交通安全・防犯・防災についての研修会を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、
警察本部人身安全対策課、生活安全企画課、少年課】

(2) 学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進

ア 通学通園路等の交通安全の確保

各市町村では、これまででも通学通園路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づき定期的に道路管理者や警察等と合同点検を実施してきました。今後は、県や県警察の専門的な知見に基づく意見を取り入れながら、より安全の確保につながる点検を実施していきます。

点検の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

ハード対策としては、中学校・高等学校等に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所等に通う児童・幼児の通学通園路、未就学児の集団移動経路における安全を確保するため、通学通園路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等物理的デバイスの設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボーラード等の設置、自転車道・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充及びこれら交通安全施設の補修等の対策を推進します。

ソフト対策としては、県内の通学通園路等における交通安全の対策を推進するため、「奈良県通学路等安全対策推進会議」を開催し、各市町村における対策の進捗や先進的な安全対策等に関する情報の共有を図ります。

また、生徒・児童や教員、交通ボランティア等の対象に応じた交通安全教育を実施し、交通安全意識を向上させるとともに、交通情勢に応じた取締りを徹底することにより、交通安全の確保に努めます。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、安全・安心まちづくり推進課、
奈良っ子はぐくみ課、道路保全課、警察本部交通規制課、交通企画課、
交通指導課】

イ 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

学校周辺の安全・安心のため、通学通園路等における防犯灯の設置や見通しの良い公園の整備を進めます。さらに、防犯カメラは、犯罪の未然防止と犯罪が発生した場合の速やかな検挙に有効であることから、学校周辺を重点として、市町村や自

治会、事業者等が主体となった設置を働き掛けるとともに、適切な管理と運用のためのアドバイスを行います。

また、通学通園路等の対策必要箇所の「見える化」を進め、「地域の連携の場」を活用し、関係機関が連携して、交通安全・防犯・防災の観点から安全対策を推進するとともに、より安全な通学通園路等の設定の検討を行います。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、教育委員会保健体育課、
警察本部生活安全企画課】

ウ 「子ども110番の家」に対する支援

市町村教育委員会と連携し、市町村の生活安全推進協議会・教育委員会・PTAや事務所等が活動の主体となっている「子ども110番の家」の実態把握を進めるとともに、安全教育を進めるため、教職員に対する研修等を実施します。

また、活動主体は、「子ども110番の家」の受託者に対して、児童生徒が駆け込んできた際の対応が適切に行えるように定期的なパンフレットの配布や連絡会議の開催等を行っているところ、この活動を支援し「子ども110番の家対応マニュアル」や不審者情報等の提供を推進します。

さらに、被害防止教室や教職員対象の研修における防犯指導を行い、児童生徒が「子ども110番の家」を適切に利用できるように支援します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、警察本部人身安全対策課】

エ 地域における見守り活動の推進

防犯ボランティア団体の中には、防犯活動のみならず、通学通園路等における子供の見守り活動にも取り組む団体が多く存在します。県、県警察をはじめ市町村、教育委員会、学校等がこうしたボランティア団体と連携し、交通安全・防犯・防災の観点から、地域における見守り活動を充実させるほか、日常の見守り活動について、ボランティア団体とPTAがより連携を図ることができるよう支援します。

また、通学通園路等、不審者事案の発生場所やこれら事案が発生する危険性のある場所について、「地域の連携の場」を活用した情報共有や合同点検を随時実施します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、
警察本部生活安全企画課、交通企画課】

(3) 不審者情報等の迅速な把握と提供

ア 学校と警察との連絡会議の場の活用

健全育成に関する指導及び生徒指導上の諸問題について、学校と警察とが連絡会議を行い、生徒指導の充実等に役立てます。また、奈良県警察スクールサポーター等を活用して、児童等の安全等に関するあらゆる情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的な事案の対応について協議します。

【担当課：教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

イ 不審者情報等の共有と提供

子供を対象とした犯罪の被害や犯罪の前兆と思われる不審者情報については、警察、学校、教育委員会等の関係機関が、正確な情報の共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配意した上で、地域住民、保護者、児童等に対し、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を、Yahoo!防災速報、県警ホームページへの掲載やメール配信等、各種広報媒体を活用してタイムリーに提供します。また、これらの不審者情報が潜在化することのないよう、地域住民、保護者、児童等に啓発し、迅速かつ遺漏のない把握に努めます。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、警察本部人身安全対策課】

(4) 警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動

ア 警察による学校周辺や通学通園路等におけるパトロール活動の強化

通学通園路や公園等の子供が犯罪被害に遭いやすい場所及び登下校時間帯等、地域における犯罪の発生実態や不審者情報等を踏まえて、警察による警戒活動を行います。

【担当課：警察本部地域課】

イ 「先制・予防的活動」の推進

子供に対する「声かけ」、「つきまとい」等の事案については、行為が次第にエスカレートし、重大事件に発展する危険性を有していることから、発生状況を分析した上で、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講じるなどの先制・予防的活動を行い、犯罪の未然・拡大防止を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

《奈良県通学路等安全対策推進会議》

知事を議長、各市町村長等を委員として、県内の通学通園路の根本的な課題解決に向けた検討や提言を行う会議を設置しました。

同会議において、市町村教育委員会、道路管理者、警察署などで行われた合意点検の結果から対策が必要な箇所についての対策案や課題などについて情報を共有するとともに、市町村から報告された対策案に対して、県・県教育委員会・県警察本部が第三者的な視点から対策内容を再確認し、必要な提言等を行うなど、県と市町村が連携し着実に通学通園路の安全確保が進むように取り組んでいます。

推進項目2 少年の非行・被害防止

1 基本方針

少年の非行・被害防止

- ①インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ②有害環境への適切な対応
- ③薬物乱用対策の推進
- ④不良行為及び初発型非行の防止
- ⑤再非行の防止
- ⑥いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- ⑦青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

2 施策の展開

(1) インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

ア 情報モラル教育の推進

青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないよう、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する親子間のルール作り等、地域・学校・家庭における情報モラル教育の推進に努めます。

インターネットの利用に起因する個人情報の流出等のトラブルの実態、他人のID・パスワードを不正に利用した不正アクセス、出会い系サイトへの禁止誘引行為の書き込み等の違法行為の実態、児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態等について積極的な広報啓発を行います。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、教育研究所、教育振興課、警察本部少年課】

イ 事業者への働き掛け

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）により、携帯電話事業者等には、青少年が使用する携帯電話について携帯電話回線に係るフィルタリングの提供等が義務付けられていることから、奈良県青少年の健全育成に関する条例（以下「県青少年健全育成条例」といいます。）に基づき、携帯電話事業者等に対する立入調査を実施して、その遵守状況を確認します。

一方、スマートフォンを安全に利用するためには、青少年インターネット環境整備法では義務付けられていない無線LAN回線のフィルタリングや不適切なアプリを自動的に制限するフィルタリングの設定等を行う必要があります。しかしながら、保護者が執るべき措置が複雑になっており、適切な管理が行われていないことも懸念されることから、携帯電話事業者等に対して、販売や契約の場において、これらのフィルタリングを設定しない場合の危険性や、利用するサイトやアプリを保護者が設定できるカスタマイズサービスについて、適切な説明が行われるよう要請します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

ウ インターネットを利用した児童を対象とする性犯罪等の対策の推進

サイバーパトロールを強化し、SNS等を利用した児童買春・児童ポルノ事犯及び悪質と認められる性的搾取事犯等の福祉犯被害に遭う少年の早期発見に努め、早期保護等を図ります。具体的には、対象とするSNSを検索して、児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、注意喚起に資するメッセージを投稿の上、広報啓発用画像を貼付するなど、被害を未然に防止することに重点を置いた対策を推進します。

【担当課：警察本部少年課】

(2) 有害環境への適切な対応

ア 有害図書、有害玩具等の有害環境の浄化

青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するため、性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがある有害玩具類、過激な性表現や残虐・粗暴な表現のあるビデオ、DVD、雑誌等の有害図書類等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、年齢確認や区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等をしないことなどを指導するため、県青少年健全育成条例に基づき、県、教育委員会、市町村、警察が連携した合同立入調査、巡回啓発活動を実施します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

イ 深夜徘徊を抑制するための取り組みの推進

ゲームセンターやボウリング場等の営業者が深夜にその営業を営むときは、県青少年健全育成条例に基づき、午後11時以降、青少年を店舗に立ち入らせない措置を講じるように指導します。また、コンビニエンスストア等、深夜営業を行う店舗の営業者に対しても、深夜徘徊を行う青少年に店舗を利用させないような措置を講じるように要請します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、警察本部少年課】

ウ 20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止

酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図り、酒類・たばこの20歳未満の者に対する販売の防止に向けた取組を推進します。

街頭補導活動のほか、非行防止教室、街頭における啓発活動等の機会を通じて、20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動を推進します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、
保健体育課、教育振興課、警察本部少年課】

(3) 薬物乱用対策の推進

ア 薬物乱用防止に関する指導

薬物乱用を未然に防止するためには、少年のうちから薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用に手を出さない規範意識を向上させることが重要です。学校における薬物乱用防止教室は、学校保健安全法に基づき策定する「学校保健計画」において位置付けられており、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定)により、教育委員会、学校、県、警察が連携・調整の上、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校での開催にも努めます。

また、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、街頭キャンペーンやイベントの開催、薬物乱用防止広報車の有効的な活用等、あらゆる機会を捉え薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図ります。

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、
警察本部少年課、組織犯罪対策課】

イ 危険ドラッグの有害性や危険性に関する正しい知識の普及

危険ドラッグは、店舗販売からインターネットを利用した販売へ移行している状況がうかがわれ、スマートフォンの急速な普及等を背景に、若年層を中心とした乱用の広がりが懸念されます。覚醒剤、大麻等の乱用防止対策と併せて、青少年、保護者及び地域の自主防犯団体等に対して、危険ドラッグの有害性や危険性に関する正しい知識の普及を積極的に推進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、
警察本部少年課、組織犯罪対策課】

ウ 薬物乱用少年の早期発見及び社会復帰への支援

街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用につながりかねない、深夜徘徊や素行不良者との交際をする少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、深夜帯の少年い集を発見した場合等における警察への通報等について協力要請を継続します。

関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努め、再乱用防止対策の充実強化を図ります。

【担当課：警察本部少年課、組織犯罪対策課、薬務課、疾病対策課】

(4) 不良行為及び初発型非行の防止

ア 少年警察ボランティア活動の活性化

県警察では、少年補導員、少年指導委員、「少年フォローズ奈P O L I」といった600名を超える少年警察ボランティアを委嘱・登録し、少年の健全育成のための活動を推進しています。

特に、大学生ボランティア「少年フォローズ奈P O L I」は、平成16年6月に発足後、少年と年齢が近く、少年の心情や行動等を理解しやすい大学生の特性を生かして、警察職員とともに、少年の立ち直り支援や健全育成を支援する様々な活動を行っています。

今後も、人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させるとともに、ボランティア活動をより積極的・効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行います。

【担当課：警察本部少年課】

イ 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

警察、青少年補導センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行います。

【担当課：警察本部少年課】

ウ 非行防止教室による教育及び啓発

万引きや自転車盗を遊び半分でスリルを味わう目的で敢行する例が見られることから、これらが犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、教育委員会や学校と警察とが連携して、特に小学生以下の少年や保護者を対象とした非行防止教室を推進します。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、警察本部少年課】

(5) 再非行の防止

ア 厳正かつ的確な少年事件対策

県警察では、警察本部に少年事件指導官を置いて、個々の少年の特性に応じた取調べを行うとともに、客観証拠の収集や裏付け捜査を徹底して厳格な非行事実の特定等に努めます。また、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査により真相究明を行うとともに、少年の再非行防止及び適切な被害者支援に努めます。

【担当課：警察本部少年課】

イ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施します。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して、警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進します。

なお、大学生ボランティア「少年フォローズ奈P O L I」は、前述のとおり、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を活かして体験活動に参加し、少年の立ち直り支援に取り組んでいます。

【担当課：警察本部少年課】

(6) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

ア 窓口相談の周知及び学校における教育相談体制の整備

児童生徒が、自身や友人について、いじめ・暴力行為等の問題行動に関する不安や懸念があっても、躊躇することなく周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なS O Sの受け止めに係る相談窓口の周知を図るとともに、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、奈良県警察スクールサポーター等の活用により支援を行います。

奈良県警察スクールサポーターは、警察と学校との架け橋として管轄区域内の学校への訪問活動や、要請があった学校への派遣等を通じて、いじめや非行事案等校内における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

【担当課：教育振興課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

イ いじめ・暴力行為等の早期発見・早期対応

S N Sにおける誹謗中傷の書き込み等のネット上のいじめも含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期発見・早期対応に努め、被害にあった少年や問題行動を起した少年に対しては、その特性に応じた適切な支援・指導を推進します。

学校、県、市町村、家庭、地域等が連携し、発生や再発を防止します。さらに、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付けるための法教育を推進します。

なお、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含みます。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応を執ります。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大な事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じます。

【担当課：教育振興課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

ウ 関係機関相互の連携強化と情報共有

様々な大人が関わり、社会が一体となって子供を見守る体制を構築するため、学校、教育委員会、児童相談所、青少年補導センター、警察、家庭裁判所を始めとする関係機関・団体やボランティア等の相互連携を強化します。

特に、学校と警察とは、連絡会議の場や奈良県警察スクールサポーターを活用するほか、「学校・警察連携制度」を運用し、プライバシーに関わる情報の取扱いに注意を払いながら、少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に関する情報の共有化と共通認識を図ります。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、こども家庭課、警察本部少年課】

(7) 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

ア 未然防止・拡大防止に向けた広報啓発の推進

平成29年4月、児童の性的搾取等が発生する要因・背景にまで踏み込んだ対策を講じ、児童の性的搾取等の撲滅を期するため、「子供の性被害防止プラン」が政府において策定されました。

県警察においても、同プランに基づき、青少年が児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者になることのないよう、青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、SNS等インターネット利用に起因して性的被害を受けたり、有害業務に従事させられるなど、悪質な福祉犯被害に遭うケースが少くない現状や諸規制等について積極的な広報啓発を行います。

近年、増加傾向にある児童ポルノについては、「児童ポルノは絶対に許されない！」という社会的意識を高め、被害の未然防止・拡大防止を推進します。

犯罪の被害に遭った少年に対しては、少年警察補導員を中心としてカウンセリングの継続的な支援を行うなど、保護・支援の充実を推進します。

【担当課：警察本部少年課、教育委員会学校教育課、教育振興課】

イ 福祉犯の取締り等

福祉犯の中でも特にインターネット利用に起因する被害が深刻な問題となっていることを踏まえ、サイバーパトロールの強化により、SNS等を利用した児童買春・児童ポルノ事犯、児童福祉法違反（淫行をさせる行為）及び売春防止法違反（周旋）等の児童の性的被害に係る福祉犯を重点とした積極的な取締りを推進し、被害少年の早期発見・保護に努めます。

また、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等も推進します。

【担当課：警察本部少年課】

推進項目3 児童虐待に対する適切な対応

1 課題を踏まえた基本方針

児童虐待に対する適切な対応

- ①虐待の実態把握と要因分析
- ②子供と家庭を見守る県民の意識づくり
- ③虐待の予防と早期の対応
- ④虐待を受けた子供のケアと家庭への支援
- ⑤子供と家庭を支援する体制の整備

2 施策の展開

(1) 虐待の実態把握と要因分析

虐待の発生を未然に防ぎ、また重症化を防ぐためには、発生の要因をしっかりと把握することが重要です。県では、死亡事例の検証に加え重症（生命に危機のある）事例が発生した場合は、有識者による検証部会において発生要因と関係機関の関わり方を検証することで、今後のより効果的な児童虐待防止対策の推進に努めます。

【担当課：こども家庭課】

(2) 子供と家庭を見守る県民の意識づくり

ア 地域における見守り活動の強化

奈良県は専業主婦率・核家族率が全国でも高く、子育てが孤立しやすい環境にあります。このような子育て環境の中で、育児に対する不安や負担を軽減するため、地域子育て支援拠点における子育て支援の推進や、企業・店舗による子育て応援活動の拡充、民生委員・児童委員との連携を強化します。

児童虐待は、「家庭」という外から見えにくい場所で「しつけ」等と称して発生するほか、児童自らが助けを求めることが難しいという特性があるため、児童虐待への早期対応の観点から、児童虐待防止法及び児童福祉法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に児童相談所等に通告する義務が定められています。

虐待と思われる事実を知ったときは、児童相談所（虐待対応ダイヤル189）や市町村の担当窓口、福祉事務所に通告していただくよう、広く県民に周知します。
いちはやく

【担当課：こども家庭課】

イ 啓発活動の推進

児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、市町村や関係機関と連携し、広報誌、マスメディア、ホームページ等を活用しながら、児童虐待の未然防止のための広報及び啓発を行います。

また、児童虐待を防ぐため、行政機関だけでなく全国の民間団体が「子ども虐待のない社会」を目指す市民運動として、オレンジリボン運動に取り組んでおり、この活動を支援します。

【担当課：こども家庭課】

(3) 虐待の予防と早期の対応

ア 母子保健活動との連携強化と子育て支援の充実

虐待の未然防止や早期発見に向けて、産科医療機関と連携強化し、乳幼児健康診査の受診率の向上、未受診児の現認（児童に直接会い、安全の確認を行うこと）を行い、切れ目のない支援を充実させます。

また、体罰等による子育て、ショートステイ、一時預かり等の事業を推進し、子育て支援の充実に努めます。

【担当課：こども家庭課、健康推進課】

イ 県警察における対応

県警察においては、あらゆる警察活動を通じて児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、警察職員が現場臨場して児童の安全を直接確認するほか、その時点においては通告の必要がないと判断した児童についても、児童相談所等に対し当該児童に関する過去の取扱状況等について確実に事前照会を実施し、それにより得られた情報について十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、組織的な判断を行います。

また、通告を行った後も適切な対応に資するよう、児童相談所等の関係機関における対応状況について確実に把握するなど、引き続き関係機関との間で緊密な情報交換を実施します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

ウ 学校等における対応

学校等においては、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（平成20年12月奈良県教育委員会作成）に基づき、家出や深夜徘徊、万引き、理由のはっきりしない遅刻・欠席等の背景には虐待の可能性があることを念頭に、子供が発するサインを見逃さず早期に気付き、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めます。

【担当課：教育委員会学校教育課】

エ 虐待通報対応の充実・強化

迅速な対応を図るため、「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」（平成25年3月奈良県作成）を活用した要保護児童対策地域協議会の構成機関の職員を対象とした研修を実施するなどして、県と市町村の連携強化とリスクアセスメントの共有を図ります。

【担当課：こども家庭課】

オ 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

児童相談所が行う立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合は、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が脅かされていると疑われる場合は、児童相談所と連携して、児童の安全確認、安全確保を最優先とした対応に努めます。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課】

カ 相互協力による対応能力の向上

児童相談所職員の対応能力の向上を図るために実施する子供の安全確認や立入調査、臨検・捜索等に関する研修について、警察へ協力を依頼します。

また、児童相談所、警察、要保護児童対策地域協議会は、相互の連携強化を図り、児童虐待事案対応時における現場執行力を向上させるため、実際の対応事案等を踏まえた具体的な事例を想定してのロールプレイング方式による児童虐待事案対応合同研修を実施します。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課】

キ 市町村要保護児童対策地域協議会の効果的運営への支援

市町村の児童虐待対応力向上のため「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」の活用促進や各種研修の実施及び弁護士、医師、学識経験者等からなるスーパー・アドバイスチームの派遣を行います。

【担当課：こども家庭課】

(4) 虐待を受けた子供のケアと家庭への支援

ア 一時保護所の機能充実

児童虐待を受けた子供の安全を確保する一時保護所において、職員体制や設備環境、支援内容（個別支援の充実、社会スキル訓練プログラムを活用した児童へのグループワークの実施）等の充実を図ります。

【担当課：こども家庭課】

イ 社会的養護体制の充実

保護者と離れ、児童養護施設等において生活する子供がより家庭的な環境で暮らせるよう、施設の小規模化を進めるとともに、子供の持つ様々な課題に対応できるよう施設職員のスキル向上等を図ります。また、里親制度の拡充、支援体制の充実に努めます。

【担当課：こども家庭課】

ウ 家族の再統合、子供の自立への支援

社会的養護の下にある子供とその保護者の絆の再構築のため、児童養護施設等や市町村と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進めます。家庭復帰に当たっては、市町村、関係機関で連携しながら地域で子供を見守り支援していきます。

【担当課：こども家庭課】

エ 適切な環境における児童への対応

被虐待児童に虐待の状況等を聴取する際は、児童相談所、警察及び検察が連携し、個別事例に応じて、被虐待児童の心理的負担に配慮した取組を推進します。

【担当課：こども家庭課、警察本部刑事企画課、人身安全対策課、少年課】

(5) 子供と家庭を支援する体制の整備

ア 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

こども家庭相談センター・市町村・関係機関が市町村要保護児童対策協議会での情報共有や連携を図るとともに、必要な支援につなげます。

【担当課：こども家庭課】

イ 市町村の組織体制の充実・強化

県による市町村へのスーパー・アドバイスチーム派遣や定期巡回相談の実施等により、市町村の体制強化のための支援の充実に努めます。

また、産後に安心して子育てができる支援体制の確保に向けて、産後1年以内の母子の心身のケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」の市町村実施の推進に努めます。

【担当課：こども家庭課、健康推進課】

ウ 県の組織体制の充実・強化

年々増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、県内2か所のこども家庭相談センターに児童虐待に対応する「こども支援課（係）」を設置するなど、体制整備・機能強化に取り組んできました。

県警察では、平成27年4月から、こども支援課に警察官1名を派遣して一層の連携強化を図っています。

引き続き、虐待相談対応職員の適正配置やスーパーアドバイスチーム活用による専門性の向上、一時保護所の機能強化の取組を図っていきます。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課】

方向性2 女性を守る

～女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す～

推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進

1 基本方針

配偶者等からの暴力事案への対策の推進

- ①配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制の整備
- ②配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成
- ③被害者が安心して相談できる体制の整備
- ④被害者の迅速安全な保護
- ⑤被害者の自立を支援

2 施策の展開

(1) 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制の整備

ア 県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の充実

県配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談・保護・支援において中心的な役割を果たしています。被害者の保護を行うにあたっては、警察、福祉事務所、市町村、関係機関と相互に連携を図りながら、協力して被害者支援を行います。

【担当課：こども家庭課】

イ 市町村における支援の充実

平成19年の配偶者暴力防止法改正により、市町村に対しては、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされました。

市町村は、被害者にとって最も身近な行政主体であることから、被害者支援に関する基本的な情報の提供や、関係機関との連携による自立に向けた継続的な支援等、市町村の主体的な取組を支援します。

【担当課：こども家庭課】

ウ 民間支援団体との連携・協働の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適切で時宜を得た支援が行えるよう、配偶者等からの暴力被害者支援協議会を開催し、関係機関との情報の共有化を図ります。

民間支援団体の活動を支援するため、市町村や民間団体の配偶者暴力相談担当者の実務能力向上を目的とした「DV相談支援セミナー」の開催等、相談活動への支援を行うなど、連携・協力を図ります。

【担当課：こども家庭課】

(2) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

ア 学校・家庭・地域等での人権教育の推進

配偶者等からの暴力に係る被害者は、その多くが女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係等、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。また、子供の面前で行われる配偶者等からの暴力は、児童虐待防止法において、児童虐待であると規定されており、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。

配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現のためには、県、市町村はもとより、

県民一人一人が配偶者暴力防止法の趣旨を十分に理解し、様々な観点から幅広い取組を進める必要があります。配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有し、様々な暴力を容認しない社会づくりができるよう、フォーラムや講座を開催し、学校、家庭、地域等において人権教育を推進します。

【担当課：女性活躍推進課、こども家庭課、人権施策課、
教育委員会人権・地域教育課】

イ 若年層に対する教育・啓発の推進

男女間の暴力は、同居していない交際相手からの暴力（デートDV）も起きていることから、その実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を図ります。

また、学校、教育委員会と連携の上、生徒及び教員を対象に、高校等への出前講座の実施等により、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、こども家庭課、人権施策課】

ウ 関係機関からの発見・通報体制の充実

配偶者等からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、加害者からの報復や家庭の事情等の理由により、支援を求めるためらうことも多いため、広く社会から被害者を早期に発見するための情報を求める必要があります。身近な人や関係者、特に被害者を発見しやすい立場にある医師その他の医療関係者による通報が適切に行われるよう、配偶者等からの暴力についての理解と通報の必要性について周知を図ります。

【担当課：こども家庭課】

(3) 被害者が安心して相談できる体制の整備

ア 信頼できる相談員等の育成

現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、配偶者暴力相談支援センターの相談員等、支援に従事する関係者の資質の向上・維持に継続的に取り組みます。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課】

イ 被害者が相談しやすい環境整備

配偶者等からの暴力に係る相談は増加傾向にあり、被害者の年代も幅広いほか、外国人や障害者等も含まれることから、多様な背景や問題を抱えている被害者に対して、人権に配慮しながら、個々の状況に応じた相談を行います。県や市町村、「女性の人権ホットライン」等の人権擁護機関、警察や民間の相談機関相互の連携を一層強め、被害者に対し必要な情報提供や援助を幅広く行えるよう努めます。

【担当課：別添「女性の相談窓口一覧」参照】

ウ 警察における相談体制の整備

配偶者等からの暴力に係る被害者の要望に応えるため、女性警察官の採用・登用を拡大し、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配意した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

【担当課：警察本部警務課、人身安全対策課、捜査第一課】

(4) 被害者の迅速安全な保護

ア 一時保護体制の充実

被害者本人や同伴する子供に被害が及ぶことを防ぐため、緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行います。また、必要に応じ、一時

保護委託や都道府県域を超えた保護も実施します。

【担当課：こども家庭課】

イ 被害者が安心できる安全な保護体制の整備

被害者及び同伴する子供は、繰り返される暴力の中で、心身ともに傷ついていることが多く、相談・保護に関わる職員が連携して、心理的な援助等を行うよう努めます。被害者から相談を受け、支援を行うにあたっては、被害者の国籍や障害の有無を問わず、その立場に配慮した対応に努めます。

【担当課：こども家庭課】

ウ 被害者の安全を最優先とした厳正な対処

県警察においては、配偶者等からの暴力被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対して助言、指導を行い、加害者に対しても必要な指導、警告を行います。また、配偶者暴力防止法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めます。

さらに、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪にあたる場合は厳正に対処し、被害者の安全の確保を徹底します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

エ 被害者情報の保護

被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者等の保護、捜査等に職務上関係のある者として、その職務を行うにあたり、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮するとともに、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し、被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図ります。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

(5) 被害者の自立を支援

ア 総合的な支援の充実

就業の促進、住宅の確保、援護、健康保険等の社会生活に必要な制度、子供の就学等の情報提供や助言を行い、被害者の状況に応じた早期自立を支援します。被害者の自立支援については、利用できる既存の福祉制度、施設等を被害者の立場に立って幅広く検討する必要があり、関係機関、市町村と緊密に連携します。

【担当課：こども家庭課】

イ 住宅支援の充実

一時保護所を退所した被害者の約半数が、夫の元又は実家等への帰宅を選択している現状にあり、自己の生活基盤又は精神的基盤を失うことに対する抵抗感が強い傾向にあります。退所後に加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとする被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

【担当課：こども家庭課、住まいまちづくり課】

ウ 就業支援の充実

被害者が早期に自立して生活ができるよう、経済基盤の確立に向けた就労支援を行います。就労情報の提供や助言を行うとともに、ハローワーク等関係機関と連携を密にしながら支援を行います。子供のいる被害者については、奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）を活用した積極的な就労支援を行います。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課、外国人・人材活用推進室】

エ 同伴する子供の支援の充実

配偶者等からの暴力が被害者のみならず、その子供にも悪影響を及ぼすことに鑑

み、心理担当職員及び児童相談部門と連携し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進します。被害者から申出があった場合には、子供が通学する学校や幼稚園、保育所等において、加害者に居所が知られることがないように配慮します。転校等の手続等は、関係機関と学校、教育委員会等が連携し、子供に関する情報を適切に管理します。

【担当課：こども家庭課、教育委員会学校教育課、教育振興課、奈良っ子はぐくみ課】

推進項目5 ストーカー事案への対策の推進

1 基本方針

ストーカー事案への対策の推進

- ①ストーカー事案に対応する体制等の整備
- ②被害者等の一時避難等の支援
- ③被害者情報の保護
- ④被害者等に対する情報提供等
- ⑤ストーカー予防のための教育等
- ⑥加害者に対する取組の推進

2 施策の展開

(1) ストーカー事案に対応する体制等の整備

ア 警察における体制の整備

事案認知時において危険性・切迫性を見極めるため、被害者等からの相談対応に当たっては、生活安全部門と刑事部門の担当者が共同で聴取するなど組織的な対応を徹底しています。事案に迅速かつ的確に対応するため、警察本部では24時間体制で初期対処を行う係を、警察署においても専門の係を設置するなど、体制の強化を図っています。

引き続き、研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図るほか、ストーカー被害者の要望に応えるため、女性警察官の採用・登用を拡大し、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配意した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

【担当課：警察本部警務課、人身安全対策課、捜査第一課】

イ 関係機関における被害者等の支援機能の拡充等

ストーカー事案については、警察以外の機関においても相談対応に当たることがあるところ、いずれの関係機関に相談が寄せられても、相談者のニーズに応じ、適切かつ効果的な支援を行うことができるよう、支援機能の拡充を図ります。

また、被害者等の支援やその安全の確保を的確に実施するため、配偶者等からの暴力被害者支援協議会、ならびに被害者支援ネットワーク等、既存の地域における関係機関の協議会の活用も考慮します。

警察に相談することをためらう被害者等もいることから、警察以外の関係機関においても被害者支援の充実を図るため、マニュアルを作成するなどして、被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進します。

【担当課：こども家庭課、教育振興課、女性活躍推進課、人権施策課、教育委員会学校教育課】

ウ ストーカー規制法の改正への対応

ストーカー規制法では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制の対象とすることとされています。県警察では、規制の対象行為を含め、引き続き、相手方の生命・身体の安全の確保を最優先に、取締りをはじめとした対応を推進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

(2) 被害者等の一時避難等の支援

ア 一時保護の実施

奈良県中央こども家庭相談センターにおいて、被害者の安全確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含みます。）についても、適切な一時保護を実施します。

【担当課：こども家庭課】

イ 一時避難に係る経費の負担

危害を受けるおそれがある被害者等について、加害者を検挙し、又は被害者等が安全な場所に移るまでの一時的な避難先として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、一時避難に係る経費の一部を負担して、被害者等の安全確保のための取組を促進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

ウ 中長期的避難のための支援措置

奈良県中央こども家庭相談センターにおいては、一時保護中の被害者に対して、退所後の就労支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な避難のための支援を行います。

また、県、市町村の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行います。

被害者等の県営住宅への入居については、現在、緊急的な一時受入を行っていますが、期間は原則1年までとなっていることから、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、優先入居等による長期的避難の支援が図られるように検討します。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課、住まいまちづくり課】

(3) 被害者情報の保護

被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者等の保護、捜査等に職務上関係のある者として、その職務を行うにあたり、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮するとともに、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課、女性活躍推進課、こども家庭課】

(4) 被害者等に対する情報提供等

ア 窓口等の周知等

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、早期に危険の兆候を把握し、対応する必要があることから、関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するほか、県、県警察のホームページにおいて被害者支援情報を掲載し、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供します。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）等多様な機会を通じ、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について県民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進します。

【担当課：教育振興課、女性活躍推進課、こども家庭課、人権施策課、

教育委員会学校教育課、警察本部人身安全対策課】

イ 被害実態の周知

県警察は、県、市町村等における相談対応や、関係機関における周知・啓発に活用していただくため、ストーカー事案の対応状況等について情報提供します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

(5) ストーカー予防のための教育等

ア 若年層に対する教育啓発の推進等

県、教育委員会は、県警察と連携して非行防止教室や防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案を巡る情勢、具体的事例、対応方法等を伝え、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進します。また、ストーカー事案では、自己の写真の撮影・送付や、自己の行動等に関する情報の書き込みを加害者に利用され、思わぬ事態を引き起こす可能性があることに留意しつつ、若年層に対し、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育啓発を推進します。

【担当課：女性活躍推進課、教育振興課、教育委員会保健体育課、
学校教育課、警察本部人身安全対策課】

イ 教員に対する研修

ストーカー予防のための教育指導を適切に実施するため、若年層を対象とした教育啓発について、関係機関・団体と連携しつつ、研修等により、教育関係者等の理解を促進します。

【担当課：女性活躍推進課、教育振興課、教育委員会学校教育課】

(6) 加害者に対する取組の推進

ア 被害者等の保護を最優先とした厳正な対処

ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、県警察においては、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進するとともに、被害者緊急通報システムや警戒用カメラ等の必要な資機材の整備等を行い、ストーカー事案への対処能力の向上を推進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

イ 加害者更生に関する取組の推進

個々のストーカー加害者の問題性を踏まえながら、警察、医療機関等が適切に連携を図りながら、加害者に対して更生のための働き掛けを行います。

【担当課：警察本部人身安全対策課、疾病対策課】

推進項目6 性犯罪等への対策の推進

1 基本方針

性犯罪等への対策の推進

- ①性犯罪等への的確な対応
- ②被害者への支援・配慮等
- ③未然防止に向けた取組の推進

2 施策の展開

(1) 性犯罪等への的確な対応

ア 犯罪発生時の的確な対応

犯罪発生時には、迅速かつ的確な初動警察活動を実施し、被疑者の早期検挙に努めます。

また、被害者的心情に配意した対応を行うため、相談しやすい環境の整備や女性警察官の性犯罪捜査担当係への配置、性犯罪指定捜査員への指名等により、被害者の要望を踏まえた24時間体制の支援を行います。

【担当課：警察本部捜査第一課、警務課、県民サービス課、人身安全対策課】

イ 先制・予防的活動の推進

「声かけ」、「つきまとい」等の事案については、行為がエスカレートし、重大事件に発展する危険性を有していることから、発生状況を分析した上で、先制・予防的活動を行い、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講じるなどの対応により、犯罪の未然防止を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

ウ 潜在化防止及び相談しやすい環境づくりの推進

警察の対応が、女性被害者の心情等へ配慮したものとなるよう、引き続き、県民に一番身近に接する交番等へ女性警察官を配置するほか、警察本部に性犯罪専用の相談電話「性犯罪被害相談110番」を設置するなど、性犯罪等の被害者が安心して警察に届出ができる環境を整備し、被害の潜在化防止に努めます。

さらに、県の相談窓口である奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）等で受け付けた相談であっても、被害者が警察への届出等を希望する場合には、迅速に警察に引き継がれるよう連携します。

【担当課：別添「女性の相談窓口一覧」参照】

(2) 被害者への支援・配慮等

ア 被害者的心情に配意した事情聴取等の実施

県警察では、性犯罪指定捜査員が被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた被害者支援活動を行うほか、被害者的心情に配意した事情聴取を行います。

【担当課：警察本部捜査第一課、県民サービス課】

イ 被害者連絡等の推進

県警察では、事件を担当した警察官が捜査の初期段階において被害者等に、犯罪被害者支援の内容や刑事手続等を記載したリーフレット等を交付して教示するほか、その後の捜査の進展状況や加害者の検挙状況等の情報を提供します。

【担当課：警察本部刑事企画課、捜査第一課、県民サービス課】

ウ 公費支出制度の実施

県警察では、性犯罪被害者の精神的、経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動への理解と協力を図るため、初診料、性感染症予防処置等費用、カウンセリング等費用及び診断書料（捜査に必要な一通分）について公費による支出を行っています（公費支出には一定の要件があります。）。

【担当課：警察本部県民サービス課】

エ 心理専門職によるカウンセリングの実施

性犯罪被害者の負担を軽減し、相談に対して適切に対応するため、県警察においては、臨床心理士の資格を有する職員を効果的に活用します。また、県においては、被害者支援を行う民間支援団体に対して、臨床心理士を派遣し、カウンセリングを実施しています。

【担当課：警察本部県民サービス課、人権施策課】

オ 医療機関における性犯罪被害者の心情に配意した証拠採取等

性犯罪の潜在化を防止するため、医療機関に対して、証拠採取のための資機材をあらかじめ配付することで、性犯罪被害者が医療機関を訪れ、相談等した段階で証拠資料を採取して保管することができるよう、医療機関への働き掛けを進めます。

【担当課：警察本部捜査第一課、県民サービス課】

カ 奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）の運営

県では、性暴力の被害者に対して、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図るためのワンストップ支援センターとして、NARAハートを運営しています。医療機関、臨床心理士、弁護士等関係機関と連携し、女性支援員が被害直後から中長期まで個々のニーズに応じた支援を提供するとともに、一定の要件を満たせば、医療、カウンセリングまたは法律相談が必要な被害者に対して、それらに要する経費について公費で負担しています。

なお、被害者が警察への届出を希望する場合には、警察とも連携します。

【担当課：女性活躍推進課】

キ 関係機関との連携の推進

被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪・性暴力被害者支援に関する部局と民間支援団体等との連携を促進し、性犯罪・性暴力被害者支援体制の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、人権施策課、警察本部県民サービス課、捜査第一課】

（3）未然防止に向けた取組の推進

ア 関係機関との連携強化による事案の把握

県警察では、学校、防犯ボランティア団体等の関係機関に対して情報提供をするとともに、早期通報の呼び掛けを行い、「声かけ」、「つきまとい」等の前兆事案の迅速かつ正確な把握に努めます。

また、県警察、学校、防犯ボランティア団体等の関係機関が連携を強化し、把握した情報の共有を徹底します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、生活安全企画課、
教育振興課、教育委員会学校教育課】

イ 広報啓発活動の推進

同種事案の発生防止の観点から、関係者のプライバシーを十分配意した上で、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を、Yahoo!防災速報、県警ホームページ等への掲載やメール配信等、各種広報媒体を活用してタイムリーに提供します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、教育振興課、教育委員会学校教育課】

ウ 被害防止のための講習会等の実施

学校、企業、ボランティア団体、市町村等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による助言、指導等を積極的に行います。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、

警察本部生活安全企画課、人身安全対策課、少年課】

エ 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

性犯罪やその前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい」等は、夜間、帰宅途中の女性を駅で物色の上、追尾し、人通りが少なくなったところで敢行されることが多く見受けられます。防犯灯の設置や見通しの良い公園の整備に加え、防犯カメラは犯罪の未然防止と発生した場合の速やかな検挙に有効であることから、市町村や自治会、事業者等が主体となった設置を働き掛けるとともに、適切な管理と適正な運用のためのアドバイスを行います。

また、警察施設（警察署・分庁舎、交番、駐在所）の多くが、駅前・主要幹線道路等の交通要所に所在しており、これまでに設置した防犯カメラについては見守り活動を補完する「地域の目」として、適正な運用に努め、周辺地域の安全対策と犯罪の起きにくい環境づくりに努めます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

方向性3 高齢者、障害者を守る

～高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる～

推進項目7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進

1 基本方針

高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進

- ①高齢者、障害者に対する直接の取組
- ②地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組
- ③高齢者、障害者の消費者被害防止のための見守り活動の充実
- ④地域コミュニティの再構築に向けた取組
- ⑤成年後見制度の普及促進
- ⑥認知症高齢者等の行方不明対策

2 施策の展開

(1) 高齢者、障害者に対する直接の取組

県では、高齢者、障害者を始めとする県民の安全・安心を確保し、より良い消費生活に資するため、消費者である県民からの商品、サービス又はそれに附隨する取引に関する苦情・相談に適正かつ迅速に対応するとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、事業者との連携による啓発チラシの配付、街頭における啓発活動等に取り組みます。また県民からの要望に応じ、移動講座・出前講座等を積極的に行っていきます。

県内消費生活相談窓口と地域とをつなぐパイプ役となり、情報提供や啓発活動を実践する「くらしの安全・安心サポーター」を養成するとともに、地域でのボランティア活動の一環として、サポーターによる高齢者や障害者への見守りを行うなど、消費者利益の擁護と増進に取り組みます。

地域の自治会長等との連携や、県警察と民生委員・児童委員との協働による高齢者世帯への訪問、住民運営の通いの場や老人クラブ等での防犯指導等、高齢者に直接に面接して注意喚起し、高齢者等の危機回避能力の向上に努めます。

【担当課：消費・生活安全課、地域包括ケア推進室、地域福祉課、障害福祉課、警察本部生活安全企画課、地域課】

(2) 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組

高齢者や障害者を始め誰もが共に支え合い、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域社会を構築する福祉の取組と連携して、地域の様々な見守り活動を広範かつ重層的に構築する取組を支援し、安全・安心の確保を図る必要があります。

地域において、高齢者、障害者等に対する必要な広報啓発が適切に行われるようにするため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉サービス事業者、福祉ボランティアなど、地域福祉を担う人材や機関に対する研修の実施、情報提供、その他必要な措置を講じ、支援が必要な人々にまで安全・安心の確保に資する情報が行き届くよう支援します。

【担当課：地域福祉課、地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、消費・生活安全課、障害福祉課、警察本部生活安全企画課】

(3) 高齢者、障害者の消費者被害防止のための見守り活動の充実

高齢者、障害者の消費者被害防止や特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止を図るため、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を設置し、高齢者等の見守りに必要な取組について情報交換・協議等を行います。

また、市町村及び地域の関係者が連携して高齢者等の見守り活動を行う市町村の「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築に向けた支援を行うとともに、見守り活動に必要な情報を提供するなど、被害の未然防止・拡大防止に努めます。

【担当課：消費・生活安全課、地域福祉課、地域包括ケア推進室、
長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課、
安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

(4) 地域コミュニティの再構築に向けた取組

市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、配達業者、スーパー、コンビニエンスストア、銀行、老人クラブ、地域住民等と連携し、高齢者の見守り体制の構築を進めるとともに、地域コミュニティの再生を図るため、住民同士による「支え合い」活動を推進します。

県警察では、高齢者を始めとする地域住民が、相互にあいさつや声かけを励行することを通じて、地域の絆や連帯意識を深め、地域コミュニティの再構築を図り、ひいては地域防犯力を向上させる「あいさつ・声かけ・鍵掛け運動『チャレンジ“絆”』」の取組を推進します。

【担当課：地域包括ケア推進室、地域福祉課、警察本部生活安全企画課】

(5) 成年後見制度の普及促進

認知症、知的障害者その他の精神上の障害により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちの権利擁護を推進するため、成年後見制度に関わる人材の育成、普及・啓発、相談体制の充実、関係機関の連携促進、市町村支援等に取り組みます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、
地域福祉課、障害福祉課】

(6) 認知症高齢者等の行方不明対策

ア 早期発見・保護に向けた取組

認知症高齢者等が行方不明になった場合は、事件・事故に遭遇する可能性が極めて高いことから、県警察では必要に応じて地元自治体や消防団等の協力も求めて捜索活動を行っています。

増加傾向にある認知症行方不明者に的確に対応するため、県、県警察、市町村、関係機関、事業所、地域住民等が連携を強化し、「徘徊見守りSOSネットワーク」の構築を推進するほか、県内市町村圏域を越えた広域での情報提供及び発見協力、一時保護の枠組みを検討します。

【担当課：地域包括ケア推進室、警察本部人身安全対策課】

イ 認知症サポーターの養成と活動の支援

「認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人」で、認知症サポーター養成講座を修了された方が認知症サポーターです。

その活動としては、例えば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、隣人又は商店・交通機関等まちで働く人としてできる範囲で認知症の方とその家族を手助けする、などがあります。

県では、市町村、地域包括支援センター、民間事業者等と連携して、認知症サポートの養成とその活動支援に取り組み、認知症の方と家族にやさしい地域づくりを推進します。

【担当課：地域包括ケア推進室】

推進項目8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応

1 基本方針

高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応

- ①虐待の未然防止
- ②虐待の早期発見・早期対応
- ③養護者の支援
- ④関係機関の連携・協力による支援体制の構築

2 施策の展開

(1) 虐待の未然防止

ア 正しい理解の普及啓発

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。パンフレットの作成やホームページによる啓発、研修会の開催等により、地域住民を始めとしたあらゆる関係者に対し、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨を周知し、どのような行為が虐待にあたるか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなど基本的知識の普及と虐待防止に向けた意識の向上を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課】

イ 権利擁護ネットワーク形成の支援

高齢者や障害者の虐待防止について、市町村における取組事例の情報交換、具体的な対応の報告・困難事例の検討会を実施し、各市町村で蓄積されたノウハウを共有化し、県下全体の対応力向上を支援します。

【担当課：地域包括ケア推進室、障害福祉課】

ウ 成年後見制度の普及促進

認知症、知的障害者その他の精神上の障害により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちの権利擁護を推進するため、成年後見制度に関わる人材の育成、普及・啓発、相談体制の充実、関係機関の連携促進、市町村支援等に取り組みます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課】

(2) 虐待の早期発見・早期対応

ア 通報義務等の啓発

高齢者虐待や障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期発見し、高齢者、障害者及び養護者等への支援を早期に開始することが重要です。高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨に基づき、一般県民を始め、介護従事者、医療従事者、弁護士等、その職務上、高齢者や障害者と接する機会が多く虐待を発見しやすい立場にある関係者に対し、虐待の早期発見に努め、発見した場合には市町村への通報義務があることを周知します。

県警察では、警察安全相談を始めとする各種警察活動に際し、高齢者や障害者に対する虐待を認知した場合は、原則として認知した全ての事案を速やかに市町村に通報するなど、高齢者虐待事案及び障害者虐待事案への適切な対応を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課、

警察本部人身安全対策課】

イ 立入調査

市町村が受ける虐待通報の中には、高齢者や障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下では、虐待を受けている高齢者や障害者を適切に保護する必要があります。このような場合、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法において、市町村長は、高齢者・障害者の居所又は住所への立入に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めるすることができます。市町村と警察による立入調査等の連携が円滑に行われるためには、日頃の関係づくりが重要であり、市町村と管轄警察署が具体的な事例の共有を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、障害福祉課、警察本部人身安全対策課】

(3) 養護者の支援

ア 高齢者の養護者への支援

市町村では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉など様々な面から、高齢者やその家族、地域住民等を包括的に支援するための総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しています。

同センターでは、虐待の防止や早期発見等の権利擁護業務に取り組み、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が連携して、高齢者とその家族を支援しています。

県では、職員研修、地域ケア会議開催支援、関係者間のネットワーク構築支援等を行い、地域包括支援センターの機能強化を図っています。また、総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知、市町村と連携した高齢者虐待や認知症に関する正しい知識の普及・啓発を通じて、養護者への支援に取り組んでいます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課】

イ 障害者の養護者への支援

障害者の権利擁護についての啓発を行い、障害者やその家族等が孤立することのないよう地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど、養護者の負担軽減を図ります。また、身近な地域で気軽に相談できるよう、相談支援事業者の機能強化・連携強化の支援を行い、相談窓口としての市町村障害者虐待防止センター及び奈良県障害者権利擁護センターの役割などについて周知を図ります。

【担当課：障害福祉課】

(4) 関係機関の連携・協力による支援体制の構築

虐待の発生要因は、養護者の「介護疲れやストレス」、「性格や精神不安定」、「障害や疾病」、「介護知識や認知症又は障害の特性の理解不足」、「経済的問題」等複数の要因が複雑に影響している場合が多く、支援にあたっては高齢者や障害者、養護者の生活を支援するための様々な制度の知識や活用が必要となります。

そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携をとりながら高齢者や障害者、養護者が孤立しないよう支援できる体制を構築します。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課】

方向性4　外国人をはじめとした観光客等を守る

～外国人をはじめとした観光客等が安全・安心に訪れることができる～

推進項目9 訪日外国人等への適切な対応

1 基本方針

訪日外国人等への適切な対応

- ①日本語を解さない外国人観光客とのコミュニケーションの円滑化
- ②安全で安心して訪れることができる基盤の整備
- ③日本の制度・手続、マナー・ルール等を分かりやすく情報発信
- ④災害等に備えた観光案内所の機能強化
- ⑤中長期的に滞在する外国人の安全・安心の確保

2 施策の展開

(1) 日本語を解さない外国人観光客とのコミュニケーションの円滑化

ア コミュニケーション支援ツールの作成・活用等

日本語を解さない外国人観光客が、病気やけが等の旅行上のトラブルや災害発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができる体制・環境整備を推進します。日本語を解さない外国人からの110番通報を受理した場合には、当該外国人と受理した通信指令課職員と、通訳人との三者間で通話をすることが可能です。また、イラスト等を指差して意思疎通を図る「コミュニケーション支援ボード」を各交番やパトカーに配置し、さらに、翻訳機能を備えた機器等を整備するなど、各種届出等を受理する際に効果的に活用します。

【担当課：ならの観光力向上課、警察本部通信指令課、地域課】

イ 外国文化・宗教の理解等

様々な文化圏から訪れる外国人との円滑な意思の疎通に資するため、警察職員、宿泊関係者、観光案内所等の職員、通訳ボランティア等、外国人観光客に接する機会が多い者に対して、日常会話程度の語学教養や外国人の文化、宗教等に関する研修を実施します。

【担当課：ならの観光力向上課、警察本部警務課】

(2) 安全で安心して訪れることができる基盤の整備

ア 外国語による観光案内板、アナウンス放送

外国人対応の機会が多いエリアを中心に、外国語による案内表示板の設置又は案内表示板の外国語併記等を推進します。また、公共交通機関を利用する外国人観光客が円滑に目的地に到着できるよう、公共交通機関に対して、駅やバス停留所等における外国語案内表示及び外国語によるアナウンス放送の充実、ナンバリングの導入等について働き掛けます。

【担当課：道路保全課、奈良公園室、ならの観光力向上課】

イ 警察施設等の表示における外国語併記

警察署、交番、観光案内所等外国人が利用する公共施設等について、その存在を認知できるよう外国語併記等に配意します。

【担当課：警察本部施設装備課、地域課、ならの観光力向上課】

ウ 国土地理院による外国人向け地図記号の活用促進

国土地理院が、外国人にわかりやすい地図を作成するための標準として決定した、

警察施設をはじめとする「外国人向け地図記号」（ピクトグラム）について、県や民間事業者等が作成する観光案内地図への活用を促進します。

【担当課：ならの観光力向上課、観光プロモーション課、警察本部警務課】

(3) 日本の制度・手続、マナー・ルール等を分かりやすく情報発信

ア 外国人観光客向けホームページによる情報発信

外国人観光客が、事前に又は旅行中に必要な情報を入手できるよう、外国人観光客向けホームページによる情報発信を行います。

【担当課：観光プロモーション課】

イ Wi-Fi環境の拡充

外国人観光客が、自らの端末機器を利用して必要な情報をリアルタイムで入手することができるよう、宿泊施設や主要な観光拠点等において、セキュリティを確保した無料Wi-Fi環境の整備を推進します。

【担当課：ならの観光力向上課】

ウ マナー向上・トラブル防止に係る情報の配信

外国人観光客が、日本の生活文化、食事マナーや公共施設の利用等の公共マナーを理解することで、日本人とのトラブルを未然に防止するとともに、充実した旅行となるよう、マナー向上やトラブル防止に係る周知啓発を行います。

【担当課：ならの観光力向上課、観光プロモーション課】

エ 防犯、交通事故防止に係る情報の配信

外国人観光客が、置引き等の犯罪被害やレンタカー、レンタサイクル等利用時に交通事故に遭わないよう、外国語表記による注意喚起文を作成して啓発活動を行うほか、県や県警察ホームページへの情報掲載を進めます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、

警察本部生活安全企画課、交通企画課、県民サービス課】

(4) 災害等に備えた観光案内所の機能強化

災害等が発生した場合に、日本語を介さない外国人観光客に対する情報提供や避難誘導を行います。また、宿泊施設の避難所としての利用等、外国人の安全・安心を確保するため、奈良県外国人観光客交流館（猿沢イン）を外国人観光客の一時的な避難場所や情報収集・提供等、安全・安心を確保するための施設として機能させるほか、市町村等が運営する県内の観光案内所においても、同様の機能強化について働き掛けます。

【担当課：ならの観光力向上課】

(5) 中長期的に滞在する外国人の安全・安心の確保

県が設置する外国人生活相談窓口での相談内容の分析等により、中長期的に滞在する外国人の抱える課題を把握します。

また、我が国の制度に不慣れな外国人が法令違反や交通マナー違反等から何らかのトラブルに巻き込まれたり、事件・事故に遭うことがないよう、外国人研修生等を対象とした防犯教室や交通安全教室を開催し、外国人の安全・安心の確保に努めます。

このほか、災害発生時に外国人被災者等を支援することを目的として、通訳等のサポート等を行う「災害時通訳・翻訳ボランティア」の養成・登録の促進等により、災害発生時の県内の外国人支援体制を強化します。

【担当課：国際課、警察本部生活安全企画課、交通企画課、警備第三課】

推進項目10 観光地における安全・安心の確保

1 基本方針

観光地における安全・安心の確保

- ①人出が多く見込まれるイベントにおける安全・安心の確保
- ②山岳遭難防止対策の推進
- ③文化財の保護

2 施策の展開

(1) 人出が多く見込まれるイベントにおける安全・安心の確保

ア 主催者等への指導

多数の人出が予想される行事・イベント等は、不特定多数の者が些細な原因によって群衆心理の赴くままに行動し、収拾できない事態に発展する、いわゆる雑踏事故の発生が懸念されます。従って、主催者に対して、事前に会場等において参集者の安全が確保できる最大許容人数を把握し、迂回路や避難場所、立入り・停滯等の禁止区域の設定、広報手段等について確認の上、警備計画書を作成して、適切に自警備員を配置するよう指導します。

また、テロ対策等の観点から必要に応じて、イベント主催者、イベント会場や公共交通機関等の管理者に対して、職員や警備員の活用による巡回強化、防犯カメラの設置・増強、管理施設への危険物持ち込み禁止の明示、手荷物検査の実施を要請するほか、不審者、不審物件等の発見時において、確実に警察に通報がなされるよう働き掛けます。

【担当課：警察本部地域課、警備第二課、警備第三課】

イ 警察の措置

警察部隊の投入が必要と判断される場合には、行事等の内容、性格、規模、人出予想、地形・地物、交通の状況、主催者等の警備体制、予想される事案等を総合的に判断し、過去の教訓等も活用しながら警備実施計画を作成します。雑踏事故の発生が予想されるときは、予想される人出に応じて合理的な交通整理対策をたて、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又はその制限その他の交通規制を行い、これを事前に県民等に広報します。

【担当課：警察本部地域課】

(2) 山岳遭難防止対策の推進

ア 登山道等の点検・整備

登山道や関連施設の管理主体である国、県、市町村等と県警察を始めとする関係機関等が協力し、登山道について実地踏査を行うなどして、山岳遭難多発地帯の地形、登山道の状況及び山小屋、登山道標、危険表示板等の施設の老朽、破損等の状況について実態把握し、必要箇所について点検を実施します。また、管理主体は、点検の結果、補修等を要し又は新たに設けるべき施設・設備等があれば緊急度及び優先度を勘案しつつ、補修、整備を進めていきます。

【担当課：景観・自然環境課、警察本部地域課】

イ 遭難防止のための広報啓発活動の推進

季節ごとに遭難の特徴的傾向を踏まえつつ、最近の統計からみた遭難の態様・原因及び具体的な遭難事例、中高年齢者の遭難防止のための心得、経験豊富なリーダーの下でのパーティーの編成の必要性、単独登山その他無謀な登山の回避、無理のない登山計画の作成及び提出方法等について、県山岳連盟、学校、宿泊施設、旅行会社等の関係団体を通じ、又は県及び県警察のウェブサイト等により、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行います。

【担当課：警察本部地域課、ならの観光力向上課、スポーツ振興課】

ウ 登山届の届出推奨

登山届は、登山の行程、登山者の氏名・年齢・住所・連絡先等に関する情報及び携行する装備品、食料等の内容を記載するため、山岳遭難発生時に遭難者の捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われるばかりか、安全登山のための自己点検の機会にもつながることを、あらゆる広報媒体・資料を活用して周知します。

また、登山者に対しては、事前の登山届の作成提出を呼び掛けます。

さらに、登山届は、警察本部、警察署等への郵送、持参、FAXに加え、登山届専用のメールアドレスを設け、入山時に現場から電子メールにより提出できることについても周知します。

【担当課：警察本部地域課、ならの観光力向上課、スポーツ振興課】

エ 山岳警備体制及び装備資機材の整備・充実等

消防及び民間救助隊等との合同による訓練を実施するなど、平素から連携を密にし、遭難発生時には直ちに捜索救助隊を編成し、協力して救助活動を行います。

山岳遭難救助用の装備資機材については、救助活動に支障が生じないよう平素からの点検に努めるほか、計画的な整備・充実を図ります。

また、山岳遭難救助や山岳警備に必要な登山技術、救命用具その他の装備資機材の操作技能、救急法、遭難者の搬送要領、気象知識等について計画的・実践的な訓練を行い、その知識・技能の向上に努めます。

【担当課：警察本部地域課、消防救急課】

(3) 文化財の保護

ア 文化財の保護に関する意識啓発等

「文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議」を開催するなど関係機関が連携して、文化財の所有者・管理者をはじめ、広く県民や観光客に対して、文化財防犯に関する留意事項等を積極的に広報啓発し、文化財の保護に関する意識の高揚を図ります。

なお、文化財の盗難や毀損等に対応するため、奈良県では、文化財保護指導委員を委嘱しており、同委員が文化財の巡回を行い、文化財の状態を把握することにより、異常があった場合に迅速に対応できる体制を整えています。

警察本部の文化財保安官又は管轄警察署員は、文化財の防犯点検を実施し、防犯カメラ等の防犯機器、不審者等に対する声掛けの励行等、文化財の盗難・損壊事案等の防犯対策について指導します。

【担当課：文化財保存課、警察本部生活安全企画課】

イ 文化財の防犯設備の設置等の促進

文化財に対する毀損、いたずら、盗難、侵入等の人為的災害を防ぐため、警備体制強化を目的とした防犯カメラ、センサー等防犯設備の設置又は盗難等から守るための保存施設建設を支援します。

【担当課：文化財保存課】

方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において 県民を守る

～県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する～

推進項目11 特殊詐欺対策

1 基本方針

特殊詐欺対策

- ①高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動への情報提供の推進
- ②防犯機能付き電話の普及促進
- ③官民一体となった被害防止対策の推進
- ④警察の総力を挙げた取締活動の推進

2 施策の展開

(1) 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動への情報提供の推進

特殊詐欺の被害者の大半は高齢者であり、その被害防止のためには、高齢者等へのよりきめ細やかな情報提供が必要です。

よって、県警察では、高齢者等の消費者被害防止等のために設置される「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」において、特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止に資する情報提供や情報交換を積極的に行います。

【担当課：警察本部生活安全企画課、
消費・生活安全課、安全・安心まちづくり推進課】

(2) 防犯機能付き電話の普及促進

特殊詐欺被害は、そのほとんどが犯人から自宅の固定電話にかかる電話が発端となっていることから、被害者への犯行電話を物理的に遮断することが有効です。不審な電話番号からの着信をブロックする上で効果が認められる迷惑電話防止機能を有する防犯機能付き電話の普及に向けた県民への周知と市町村への働きかけを継続して行います。

【担当課：警察本部生活安全企画課、
消費・生活安全課、安全・安心まちづくり推進課】

(3) 官民一体となった被害防止対策の推進

ア 効果的な被害防止活動の推進

特殊詐欺の手口等をより多くの県民に知つてもらい、犯人から電話がかかってきた時に不審点に気付いてもらえるよう、テレビや新聞をはじめ、あらゆる広報媒体を活用して、特殊詐欺の手口や被害に遭わないための注意点等をより多くの県民に周知します。特に、主な被害者層である高齢者への対策として、年金支給日に合わせた金融機関等における広報啓発及び警戒活動を継続実施するほか、高齢者世帯へ訪問するなど、県警察や県と民生委員とが協働して、真に防犯情報が必要な方へ速やかに届けることができる環境を構築します。

また、消費生活センターにおいては、消費生活相談の対応を行っているところ、消費生活相談の中には、これらの特殊詐欺など、犯罪につながるようなケースの相談も存在しています。このような事案については、消費生活相談員が相談者に適切な助言を行うとともに、警察への連絡を促すなど、犯罪の未然防止に努めます。

【担当課：警察本部生活安全企画課、消費・生活安全課】

イ 関係事業者等と協働した被害防止対策の推進

被害に係る現金の多くが金融機関窓口やスーパー、コンビニエンスストア等の ATMを利用して出金又は送金されていることから、金融機関職員や店舗従業員等による顧客への声掛けは、被害防止に極めて重要です。県警察では、声掛けをする際に顧客に示す「特殊詐欺対策チェック表」の提供や金融機関に対する体験型講習会、協働で行う訓練等により、声掛けを促進します。また、高齢者から高額出金の依頼があつた際に、声掛けをした上で被害の疑いがある場合は全件 110 番通報するよう要請しています。

このことは、現金送付型事案についても同様であり、郵便局、宅配業者、コンビニエンスストア等に対しては、被害金が入っていると疑われる荷物の送付依頼を受けた場合、「郵送や宅配で現金を送金できない」等の顧客への声掛けと警察への通報を要請しています。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

(4) 警察の総力を挙げた取締活動の推進

ア 予防と検挙のための分析の高度化

特殊詐欺に係る犯行グループの組織実態は必ずしも明らかではありません。しかしながら、犯行グループ中枢被疑者の検挙や犯行拠点の摘発によって、その犯行を止めなければ、県民の大切な財産が犯行グループに渡ることになってしまいます。

特殊詐欺対策を進めるに当たっては、捜査の結果判明した情報等を活用した高度な分析が欠かせないことから、犯行手口や被害金の交付方法等、発生状況を体系的に分類し、奈良県下における特殊詐欺の発生頻度・場所等あらゆる情報を集約させ、特殊詐欺の現状把握、被害防止対策、検挙対策等に資することを目的とし、分析の高度化を図ります。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、生活安全企画課、捜査支援分析課】

イ 特殊詐欺捜査部門の移管による犯行グループの壊滅に向けた取組の推進

平成 31 年度に、警察本部捜査第二課に特殊詐欺事件捜査の中心的な役割を担う部署である「特殊詐欺捜査室」を新設し、これにより、特殊詐欺事件の末端被疑者である「出し子」や「受け子」の特徴及びその手口を緻密に分析し、「だまされた振り作戦」やこれらの者の犯行前後における検挙をしてきました。

しかしながら、近年、特殊詐欺事件に暴力団や準暴力団等が深く関与している実態がみられることから、特殊詐欺事件捜査と事件に関与する犯行グループ等への対策を一元的に行い、これら特殊詐欺犯行グループの壊滅に向けた取組を一層推進するため、令和 4 年度から、捜査第二課主管であった特殊詐欺捜査室を組織犯罪対策課へ移管します。

引き続き、「受け子」等の徹底的な検挙及び組織犯罪処罰法を適用しての犯罪収益の剥奪、更にはこれら犯行グループ中枢被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査等により、犯行グループの壊滅に向けた取組を推進するとともに、犯行グループが指定暴力団であった場合は、被害者の被害回復に資するため、暴力団対策法に基づく代表者等に対する損害賠償請求訴訟に関して、積極的な支援を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

ウ 特殊詐欺を助長する犯罪の検挙及び犯行ツール対策の徹底

特殊詐欺においては、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座が使用されていることから、預貯金口座の売買等、特殊詐欺を助長する犯罪について検挙を徹底します。

また、レンタル携帯電話や私設私書箱等といった特殊詐欺に使用される犯行ツールの無力化は、犯行グループそのものの無力化につながるものであるため、被害届の受理時に限らず、身に覚えの無い不審な電話に関する相談等を受けた場合にも、関係機関・団体の協力の下、迅速・確実な犯行ツール対策を徹底します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

エ 変化する特殊詐欺情勢への迅速・的確な対処

特殊詐欺の手口は、社会情勢や取締り情勢に応じて変化するとともに、多様化・巧妙化を続けています。これまで、官民一体となった対策を講じてきましたが、いまだ被害の撲滅には至っておらず、今後、新たな手口の発生も懸念されるところです。こうした状況に迅速・的確に対処するため、引き続き、特殊詐欺の情勢に応じた被害防止対策・取締りを推進するとともに、必要な体制・装備資機材の整備を促進する必要があります。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

コラム

《防犯機能付き電話》

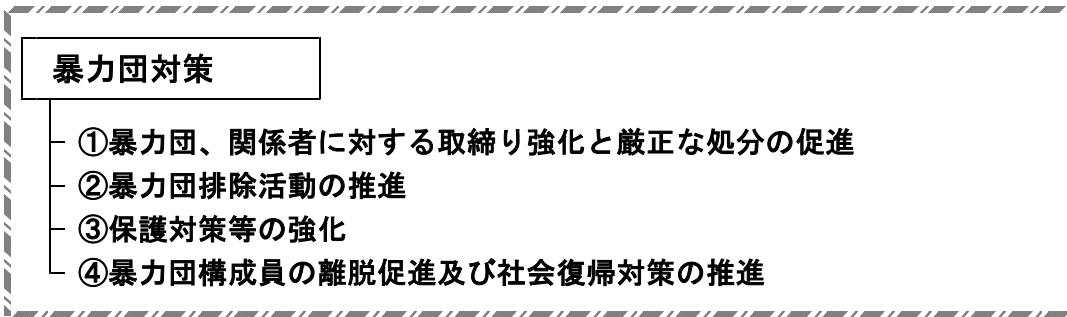
特殊詐欺や悪質商法等については、そのほとんどが自宅の固定電話に電話がかかってくることから始まっています。それら犯罪を未然防止するための機能が備えつけられた電話のことを防犯機能付き電話と言います。

具体的な機能としては、着信前に「録音されます」等のメッセージを流すと言った『着信前警告』や通話内容を録音し、後から聞きなおすことができる『自動通話録音』、「非通知」からの電話を拒否する『着信拒否』などがあります。

なお、全国防犯協会連合会のホームページでは、同会が審査した「優良防犯電話推奨品目録」が公開されています。

推進項目12 暴力団対策

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 暴力団、関係者に対する取締り強化と厳正な処分の促進

凶悪な犯罪を敢行し、資金獲得活動を巧妙化させる暴力団に対する取締りを強化するため、捜査用資機材の整備を図り、関係機関との情報共有を行い、組織を挙げて暴力団等が関与するあらゆる不法行為の追及及び検挙を徹底し、暴力団の壊滅を目指します。共生者については、暴力団を利用する行為や暴力団への利益供与を防止するための施策等を推進し、その存在の解消を図ります。

また、暴力団対策法により、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して行う暴力的 requirement 行為（27類型）が禁止されています。公安委員会は、これら行為に違反した指定暴力団員等に対し、中止命令等の発出権限を有しており、暴力団対策法を効果的に運用し、厳正な処分を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(2) 暴力団排除活動の推進

ア 広報啓発活動

奈良県暴力団追放県民センター（暴追センター）では、暴力追放相談委員による暴力団からの被害や困り事、暴力団等による反社会的行為に対する無料相談窓口を設置するほか、出張無料相談所を開設し、地域住民の相談に応じます。

また、関係機関等と連携し、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団排除気運の高揚のため、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、機関誌・小冊子等の発行、暴力団の不当要求の手口等を紹介したDVDの無料貸出し、ホームページ、テレビCMや広報看板等を活用した広報啓発活動を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

イ 公の施設からの暴力団排除活動

暴力団による公の施設の使用や管理運営は、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなり得ることから、県と県警察との間で締結した「公の施設の使用からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年6月）に基づき、体育館や公民館等の使用を禁止するとともに、「指定管理者による公の施設の管理運営への暴力団等の介入の排除に関する合意書」（平成18年3月）に基づき、公の施設の管理運営についても排除を推進します。

また、市町村が管理する公の施設からの暴力団排除を推進するため、全ての市町村における公の施設の利用に関する条例において、暴力団排除条項を盛り込むよう働き掛けます。

【担当課：県知事部局、県教育委員会、警察本部組織犯罪対策課】

ウ 公共事業等からの暴力団排除活動

暴力団の公共工事への介入を防ぐため、県と県警察が連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むほか、受注業者に対し暴力団員等による不当介入がなされた場合、警察への通報を義務付けるなどの取組を推進します。

同じく市町村が行う公共工事からも暴力団を排除するため、警察署からの働き掛けを継続し、暴力団排除条項の整備等を推進します。

また、暴力団等が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員に対し行う違法又は不当な行為については「行政対象暴力」と捉え、事件化や暴力団対策法に基づく行政命令の措置を執ります。

さらに、民間工事等に關係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう、所要の指導・要請を行っていきます。

【担当課：県知事部局、警察本部組織犯罪対策課】

エ 生活保護・公営住宅からの暴力団排除活動

暴力団による生活保護費の不正受給事案に適切に対処するため、県では「暴力団員による生活保護等不正受給防止対策協議会」を設置し、市町村及び県警察等と連携を図り、生活保護からの暴力団排除を推進します。

また、県が供給している公共賃貸住宅への暴力団の入居を防止するため、県と県警察との間において「県営住宅からの暴力団員等排除に関する協定」を締結したほか、公営住宅を有する全ての市町村において、公営住宅管理条例等に暴力団排除条項が盛り込まれていることから、規定に基づく暴力団排除活動が円滑に行われるよう助言等の支援を推進します。

【担当課：地域福祉課、住まいまちづくり課、警察本部組織犯罪対策課】

オ 企業活動からの暴力団排除活動

企業にとって、暴力、威力、詐欺的手法により経済的利益を追求することを本質とする反社会的存在である暴力団等を社会から排除することは、社会的責任の観点から必要かつ重要なことです。

さらに暴力団は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取ろうとするなどして、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせることから、暴力団との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠なことです。こうした被害を回避するため、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を推進します。

また、暴力団等からの不当な要求に対して、事業者等が対抗するためには、暴力団等に適切に対応できる不当要求防止責任者を選任し、同責任者を中心に暴力団等からの不当な要求に対応していくことが大切です。

県警察では、弁護士会及び暴追センターと連携し、事業所を対象とした不当要求防止責任者講習を開催し、暴力団情勢、民事介入暴力や暴力団等からの不当な要求に対する実践的な対応要領等について講習を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

カ 地域社会からの暴力団排除活動

暴力団を壊滅するためには、警察の取締りなどにあわせて、県民一人一人が暴力団排除の意識を盛り上げる等暴力団との対決姿勢を堅持することが必要です。

住民に対する暴力団からの報復のリスクや、住民の心理的負担を軽減するため、暴追センターでは、暴追センターの名をもって暴力団事務所の使用差止請求を支援するほか、県警察では、暴追センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団対策法を効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援や万一

被害を受けた場合の見舞金制度を構築するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(3) 保護対策等の強化

暴力団排除等のための情報提供と保護対策の徹底は、暴力団排除活動の基盤となるものです。奈良県暴力団排除条例に基づき、暴力団との関係遮断を図ろうとする者に對して必要な情報の提供を行っています。

また、暴力団等による犯罪の被害者等保護対象者に対する危害を未然に防止するため、身辺警戒員をあらかじめ指定し、定期的な教育や訓練を実施するとともに、情勢に応じて警戒等の措置を執るなど、組織の総合力を發揮した保護対策に取り組んでいます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(4) 暴力団構成員の離脱促進及び社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅させるために構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要です。県警察では、「奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を設立し、県、矯正施設等の関係機関との連携やボランティアの活用等により、若者の暴力団への加入を防止するとともに、暴力団からの離脱を促進し、就労を支援するための取組を強化します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、外国人・人材活用推進室】

推進項目13 薬物対策

1 基本方針

薬物対策

- ①啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進
- ②薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底
- ③薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底等

2 施策の展開

(1) 啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

ア 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

薬物乱用を未然に防止するためには、少年のうちから薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用を根絶する規範意識を向上させることが重要です。学校における薬物乱用防止教室は、学校保健安全法に基づき策定する「学校保健計画」において位置付けられており、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、教育委員会、学校、県、警察が連携・調整の上、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校での開催にも努めます。その他、大学等の学生に対しても、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

イ 家庭や地域における薬物乱用の防止啓発

青少年による薬物乱用の未然防止には、地域社会において青少年に薬物乱用をさせない環境の整備が必要であり、その推進には家庭や地域における違法薬物根絶意識の醸成を図る必要があります。

県では、薬物乱用防止対策の一環として、その地域ごとの実情に応じた積極的な啓発活動が展開されるよう、薬物乱用防止指導員を委嘱し、その推進を図っています。同指導員が広報啓発活動を行うに際しては、各種啓発資機材を有効活用するほか、研修会を開催することにより、同指導員の資質向上を図ります。

また、青少年の保護者向けの啓発読本の作成・配布と、家庭における青少年に対する薬物乱用防止教育の充実を図ります。

地域社会や関係機関等と連携した街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、警察への通報等について協力の要請を継続します。

【担当課：薬務課、教育委員会保健体育課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

ウ 広報啓発活動の強化

薬物乱用の根絶を図るために、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、「麻薬、覚醒剤乱用防止運動」等の街頭キャンペーン等において、薬物乱用の有害性・危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を積極的に展開します。

また、薬物乱用の未然防止に向け、薬物の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図るため、各種イベント等において「薬物乱用防止広報車」を有効活用す

るなどして、あらゆる機会を捉えた広報啓発を行います。

【担当課：薬務課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

エ 多様化する乱用薬物に関する実態把握及び情報共有

危険ドラッグは、アロマ、お香、ハーブ等と称してインターネット等で販売されており、供給ルートの更なる潜在化が懸念されます。また、警察や関係機関による取締りの強化を受けて、規制対象から外れるよう化学構造を少し変えた薬物が次々と出現するほか、新たな代替薬物の乱用にも警戒する必要があり、実態把握と関係機関・団体等との情報共有を推進します。

【担当課：薬務課、警察本部組織犯罪対策課】

(2) 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

ア 治療・回復プログラムの普及

精神保健福祉センター及び保健所等が連携して薬物依存症者及びその家族等からの相談に対応するほか、薬物依存症に対して効果があるとされる認知行動療法を活用した治療・回復プログラムを実施しています。

【担当課：疾病対策課】

イ 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

薬物の再乱用の防止には、薬物依存症の治療のみならず、社会復帰の支援を行う必要があるため、医療・保健・福祉・雇用等の関係機関と連携して薬物依存症者の社会復帰を支援します。

【担当課：疾病対策課、地域福祉課、警察本部組織犯罪対策課】

ウ 薬物乱用者及びその家族等への相談体制・支援の充実

薬物乱用者本人や薬物問題に悩む家族等が早期に相談できるようにするために、薬務課、保健所、覚醒剤110番等の相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化します。

薬物問題に悩む家族等に対する支援を行っている自助グループ等や関係機関との連携を強化します。

【担当課：薬務課、疾病対策課、警察本部組織犯罪対策課】

エ 薬物乱用少年の早期発見及び社会復帰への支援

街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用に繋がりかねない、深夜徘徊や素行不良者との交際をする少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、深夜帯の少年い集を発見した場合等における警察への通報等について協力要請を継続します。

関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努め、再乱用防止対策の充実強化を図ります。

【担当課：警察本部少年課、組織犯罪対策課、薬務課、疾病対策課】

(3) 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底等

ア 組織犯罪対策の推進

我が国においては、暴力団や外国人薬物密売組織が薬物密売の中核となっています。薬物対策の一環として、違法薬物の供給源となる密売組織に対する実態解明を推し進めるとともに、同組織の壊滅を目指すなど、違法薬物が入手し難い社会の実現のため取締りを徹底します。

また、不法就労や不法残留等の犯罪を犯した外国人が、外国人犯罪組織の一員となって薬物密売等を敢行することもあるため、外国人組織犯罪対策についても推進

します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

イ 犯罪収益対策の推進

薬物密売組織が蓄えた薬物犯罪収益等は新たな犯罪のための運転資金に充てられ、組織の維持・強化、組織的な犯罪の助長という結果につながっています。薬物密売組織を弱体化させ、壊滅に追い込むため、資金面から打撃を与えるという観点から犯罪収益対策を推進します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、捜査支援分析課】

ウ 巧妙化する密売方法への対応

薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行っており、密売方法は巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めています。こうした密売方法に対応するため、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等による薬物密売等に関する情報の把握、プロバイダ等との連携の強化、各種法令及び計画的整備による捜査用資機材等を活用した取締りの徹底を進めます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、捜査支援分析課】

エ 末端乱用者に対する取締り等の徹底

薬物乱用防止のためには、薬物密売組織を壊滅させて供給を遮断するとともに、需要の根絶を図るため、末端乱用者に対する取締りを徹底します。また、末端乱用者の薬物への依存を絶たせるために、薬物乱用を拒絶する規範意識の形成が重要なことから、それに資する啓発活動を推進します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

オ 正規流通への監督の徹底

正規に流通している薬物が不正に売買され、あるいは乱用者の手に渡ることのないよう、医療機関等に対し、指導・監督の徹底を図り、不正流通の防止に努めます。

【担当課：薬務課】

推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処

1 基本方針

テロ、サイバー空間の脅威への対処

- ①テロに強い社会の実現
- ②サイバー空間の安全・安心の確保

2 施策の展開

(1) テロに強い社会の実現

ア 官民一体となった対策の推進

(ア) テロ対策パートナーシップの構築

公共交通機関等の不特定多数の者が集まる施設や重要インフラ施設等を狙ったテロを未然に防止するためには、警察のみならず、県、市町村、消防等の行政機関、民間事業者、地域住民等との緊密な連携が不可欠です。官民一体となった横断的、恒常的なテロ対策に取り組む枠組みとして、平成28年4月に設立した「テロ対策・やまとまほろばネットワーク」を更に発展させるとともに、各市町村の自治会組織と連携した取組を推進し、テロに強い社会を実現します。

【担当課：警察本部警備第三課】

(イ) 爆発物の原料取扱事業者等に対する管理者対策等の推進

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対し、販売時の本人確認の徹底や盗難防止等の保管管理の強化を要請するほか、ロールプレイング型の訓練を通じて、不審な購入者に関する通報を促進するなどして、爆弾テロの未然防止を図ります。

また、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等を営む事業者に対しても、利用時の本人確認の徹底を促進し、利用者に不審な点を発見した場合の警察への速やかな通報について協力を求めるなどの対策を推進します。

【担当課：警察本部警備第三課】

イ 地域の実態把握と国際組織犯罪・国際テロ対策の推進

中長期的に在留する外国人が、言語や生活習慣の相違等により、地域の安全に関する情報を入手しがたいという状況が見られます。このような状況下では、外国人が犯罪や交通事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織や国際テロ組織に利用されることが懸念されます。

外国人人材の受け入れが進む中、県内の企業において就労する外国人研修生等に対して、犯罪被害や交通事故等に遭わないための各種教室を開催するなど、県民同様に外国人の安全・安心の確保を図るとともに、不法就労や不法残留、国際組織犯罪の増加や国際テロにつながることがないよう、関係機関が連携して対策を講じます。

【担当課：警察本部警備第三課、組織犯罪対策課、国際課、外国人・人材活用推進室】

ウ 対処能力の向上等

警察では、テロが発生した場合に備え、銃器対策部隊、NBCテロ対策部隊等の各種部隊を設置し、その充実強化を図っています。また、有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関と連携して、日々訓練を実施しています。

【担当課：警察本部警備第二課、警備第三課】

(2) サイバー空間の安全・安心の確保

ア 社会全体におけるセキュリティ意識の向上

サイバーセキュリティ月間（毎年2月1日～3月18日）を中心に「サイバーセキュリティ・カレッジinN A R A」等のサイバーセキュリティに関する講演や広報啓発活動を行っています。

また、平成30年11月からは、県内の2団体（コンピューター専門学校及び高等専門学校）を「奈良県警察サイバー防犯サポートー」に委嘱し、警察と連携した広報啓発活動等を実施しています。

こうした活動を通して、セキュリティに関する基本的な知識を普及させ、社会全体におけるセキュリティ意識と情報リテラシーの向上を図ります。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課】

イ サイバー空間における脅威への対応

サイバー攻撃の標的となる重要インフラ事業者等が加盟する奈良県サイバーテロ対策連絡協議会において、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行います。

共同対処訓練の実施等によりサイバー攻撃事案等への対処体制を確立するほか、事案発生時には、関係機関が緊密に連携して迅速な初動対処、捜査、実態解明等を的確に実施します。

また、コンピュータ・ウイルスや不正アクセスへの対策を進めるほか、インターネット空間に蔓延する違法情報・有害情報に対しては、積極的な取締りやサイト管理者に対する削除依頼を実施するとともに、詐欺・悪質商法として県民から相談が寄せられることの多い偽サイト・詐欺サイト（ショッピングサイトで購入された商品を発送せず、代金をだまし取るサイト）については、アクセス時に警告画面を表示するようウイルス対策ソフト事業者に対する働きかけを実施します。

加えて、S N S等に起因した児童の犯罪被害を防止するため、児童・保護者・学校関係者等に対するペアレンタルコントロールの必要性等に関する広報啓発等を推進するとともに、S N S等を利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯の取締り及びS N S上における不適切な書き込みに対して、注意喚起に資するメッセージを投稿のうえ広報啓発用画像を貼付するなど、被害を未然に防止することに重点を置いた対策を推進します。

【担当課：警察本部警備第一課、サイバー犯罪対策課、少年課、情報管理課、デジタル戦略課】

ウ 堅牢な情報セキュリティの実現

県、市町村及び警察に対するサイバー犯罪・サイバー攻撃を未然防止し、又は発生しても被害を最小化するため、標的型メール攻撃対処訓練を実施し、日頃から情報セキュリティを意識し、正しい行動を習慣化できるよう、職員の情報セキュリティに関する意識の向上を図ります。

また、C S I R T^{*}訓練の実施や外部機関が主催する演習への参加等により、情報セキュリティインシデントに対する対処能力の強化を図り、堅牢な情報セキュリティを実現します。

※ C S I R T

コンピューター・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チームの略で、組織内における情報セキュリティの事案対処チームのことです。

県及び県警察では、C S I R Tを設置し、各種システム等において情報セキュリティインシデントが発生した場合、迅速かつ的確な情報の集約・分析、被害拡大を防止するための措置等を実施することとしています。

【担当課：デジタル戦略課、警察本部情報管理課、サイバー犯罪対策課】

エ 産学官連携によるサイバーセキュリティ対策の推進

県警察・県では、県内企業のサイバーセキュリティ対策の強化に係る情報発信等の積極的支援を行うことを目的に、平成30年3月、県内経済中小企業関係団体との間で「サイバーセキュリティ対策に関する協定」を締結し、産業界との連携を強化しています。

また、県警察では、最新のサイバー犯罪・攻撃の手口や技術に関する理解を深めるため、平成29年7月から、大学教授や通信事業者役員といった有識者を「奈良県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー」に委嘱し、必要な助言や知識を得るなど、学術機関等との連携を強化しています。

あらゆる業種・業態の企業にデジタル化が広がる中、企業がサイバーセキュリティ対策に取り組むに当たっては、知見や人材等のリソース不足といった課題があるため、今後も産業界や学術機関との連携強化を図り、最新の知見を取り入れつつ、講演や広報啓発活動等の実施を通じてセキュリティ確保のためのフォローアップを図る等、時代の変化に即応したサイバーセキュリティ対策を推進します。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課、地域産業課、産業振興総合センター】

オ 警察の組織基盤の強化

(7) 人的基盤の強化

民間事業者の知見等も活用しつつ、採用、教養、キャリアパス管理等を戦略的に行い、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処する捜査員及び情報技術の解析に従事する職員の能力の更なる向上を図ります。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課】

(1) 物的基盤の強化

情報通信技術の高度化、多様なサービスの勃興、大容量化した電子機器の普及等を背景に、サイバー空間の脅威が複雑・巧妙化しており、その取締りや解析のための資機材の質的・量的充実が求められていることから、計画的な整備を推進します。

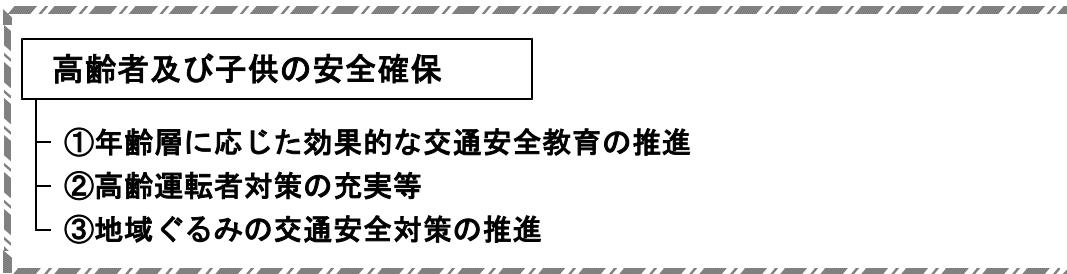
【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課】

方向性6 道路交通の「場」において県民を守る

～交通事故死者数を限りなくゼロにする～

推進項目15 高齢者及び子供の安全確保

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進

ア 子供に対する交通安全教育の推進

学校においては、学校保健安全法に基づき策定する「学校安全計画」により、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努め、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における交通安全に関して指導を行います。

自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実します。

【担当課：教育委員会保健体育課、安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

イ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等によって交行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動が理解できるよう工夫するとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するため必要な実践的技能及び交通ルールに関する知識の習得や交通マナーの実践を目標として行います。

運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努めます。この場合、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行い、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、安全・安心まちづくり推進課、長寿・福祉人材確保対策課】

ウ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進します。

増加が見込まれる訪日外国人に対しては、レンタサイクルや宿泊施設等の関係事業者と連携し、レンタカー、レンタサイクル等利用時の交通事故に遭わないための具体的な注意事項について、各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、定住外国人に対しても、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。

【担当課：警察本部交通企画課】

エ 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、交通安全シミュレーター等を積載し、出前型の交通安全教室が可能となるような「交通安全教育車」の導入を検討するなどして、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に開催します。

交通安全教育を行う機関・団体が、交通安全教育に関する情報を共有するほか、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努めるほか、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、運転免許課、教育委員会保健体育課、長寿・福祉人材確保対策課】

(2) 高齢運転者対策の充実等

ア 高齢者に対する効果的な講習及び検査の実施

70歳以上の方が運転免許を更新しようとするときに受講する高齢者講習において、実施主体である公安委員会及び自動車教習所等が連携の上、交通実態や危険予測等のほか、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等について、実車指導や運転適性検査等において具体的に指導するなど、効果的な高齢者講習の実施に努めます。

また、75歳以上で一定の違反歴のある運転者は、運転免許証の更新時に運転技能検査を受検しなければならず、その結果が一定の基準に達しない場合には、運転免許証の更新ができなくなることとされています。県警察では、受検者に対し運転継続を見据えた安全指導を行うなど、安全運転に資する検査を実施します。

【担当課：警察本部運転免許課】

イ 安全運転相談の充実等

加齢に伴う身体機能の変化等のため自動車の安全な運転に不安のある高齢運転者やその家族等からの相談に、運転免許の条件付与による運転の継続や、運転免許の自主返納等、相談内容に応じたきめ細やかな対応を行うため、知見を有する保健師の資格を持つ職員を採用するなど、安全運転相談に関する体制の充実を図ります。

【担当課：警察本部運転免許課】

ウ 高齢運転者の危険性に応じた行政処分の実施

認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症等の疑いがある運転者の把握に努め、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行います。

【担当課：警察本部運転免許課】

エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図ります。また、他の年齢層に高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように一層効果的な交通安全教育に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課】

オ 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の乗車回数券の交付等の支援措置の充実を図ります。

【担当課：警察本部交通企画課】

(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

ア 交通安全県民運動の推進

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民総ぐるみの運動として、県及び市町村の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全県民運動を組織的・継続的に展開します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

イ 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要です。このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民が参加・協働して行う「交通安全総点検」などの活動を積極的に進めます。

【担当課：警察本部交通企画課、交通規制課、
安全・安心まちづくり推進課】

ウ 効果的な広報の実施

家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者及び子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車の排除等を図ります。

交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、自治会、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

エ 交通事故分析の高度化と「見える化」した情報の提供・発信

県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進するとともに、インターネット等各種広報媒体を通じて、事故データ及び事故多発地点に関する具体的で訴求力の高い情報の提供・発信に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課】

推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進

1 基本方針

歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進

- ①歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進
- ②生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ③安全で快適な自転車利用環境の整備
- ④悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化

2 施策の展開

(1) 歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進

ア 歩行者及び運転者に対する広報啓発活動の推進

歩行者に対して、横断中の歩行者が被害に遭う交通事故の多くが歩行者側にも交通違反があり、特に高齢者は、走行車両の直前直後横断等の法令違反に起因する事故が発生していることを周知するなど、ルールの遵守や交通マナーの実践の必要性を理解してもらう活動を推進します。

また、信号機のない道路の横断では、手を挙げるなどして運転者に対して、横断を明確に伝える活動の周知に努めます。

運転者等に対しては、運転者教育、安全運転管理者による指導、広報啓発等により、横断歩道においては歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ります。

【担当課：警察本部交通企画課、教育委員会保健体育課、
安全・安心まちづくり推進課、長寿福祉人材確保対策課】

イ 自転車利用者に対する指導・取締りの推進

自転車の安全利用を促進するため、「自転車マナーアップ強化月間」（5月）等、あらゆる機会において、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなどして、自転車は車両であるとの原則の下、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの周知を図り、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方にに関する普及啓発の強化に努めます。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用する危険性等について周知・徹底を図ります。

自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な交通違反者に対しては検挙措置を講じるなど、厳正に対処します。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った自転車の運転者に対し、安全運転の大切さへの「気付き」を促し、自転車の運転者による交通の危険を防止します。

【担当課：警察本部交通企画課、交通指導課、教育委員会保健体育課、
安全・安心まちづくり推進課、長寿・福祉人材確保対策課】

ウ 自転車乗車時のヘルメット着用の徹底等

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着

用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童のヘルメット着用の徹底を図るほか、中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進します。

また、令和元年10月に制定された「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下「奈良県自転車条例」といいます。）によりヘルメットの着用が努力義務となった高齢者に対して幅広く周知を図り、着用の促進に努めます。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトの正しい着用徹底の広報啓発活動を推進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、教育委員会保健体育課、長寿・福祉人材確保対策課、警察本部交通企画課】

エ 反射材用品等の普及促進

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進します。

反射材用品は、全年齢層を対象として普及を図る必要がありますが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対して、特に普及の促進を図ります。衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、教育委員会保健体育課、長寿・福祉人材確保対策課】

オ 損害賠償責任保険等への加入促進

奈良県自転車条例が制定され、自転車所有者等の損害賠償責任保険等の加入が義務となりました。

自転車利用者に対して、自転車は歩行者等と衝突した場合には加害者となる側面も有しております、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることについての意識啓発を図るとともに、事故により賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、県内で自転車を利用する方や事業者などに対して広報啓発活動を行い、損害賠償責任保険等への加入を促進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

(2) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 『ゾーン30プラス』等の交通安全対策の推進

従来整備を進めてきた生活道路対策「ゾーン30」については、今後、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくなどの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図ろうとする新たな連携施策『ゾーン30プラス』として取り組みます。

公安委員会と道路管理者は、『ゾーン30プラス』その他の低速度規制と物理的デバイスを整備する際には、地域住民等の要望や地域の抱える実情の把握、道

路利用者等も含めた合意の形成に向け、検討段階から緊密に連携し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進します。

【担当課：道路保全課、警察本部交通規制課】

イ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備します。

歩道の段差・傾斜・勾配の改善、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号、同一方向の歩行者の青信号を車両の青信号より数秒早く表示させ、先に横断を開始した歩行者の存在を運転者に気付かせることにより、交通事故を防止する歩行者用青信号の早出し現示等の整備を推進します。

特に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、歩行者の青時間帯を音響により知らせる視覚障害者用付加装置等、道路横断時の安全を確保する機能を附加したバリアフリー対応型信号機等の整備を連続的・面的に整備しネットワーク化を図ります。

【担当課：道路保全課、警察本部交通規制課】

ウ 通学通園路及び生活道路等における取締りの強化

通学通園路や生活道路等の交通安全を確保するため、法定速度を超過して走行するなどの悪質かつ危険な車両に対する交通指導取締りを強化します。特に、通学通園路等においては、可搬式速度違反自動取締装置による取締りを推進し、通過車両の速度抑制等に努めます。

【担当課：警察本部交通指導課】

(3) 安全で快適な自転車利用環境の整備

歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進します。

【担当課：道路建設課、警察本部交通規制課】

(4) 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化

横断歩道、バス停留所付近の違法駐車や自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化します。また、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

1 基本方針

交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- ①効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進
- ②シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進
- ④交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ⑤被害者支援の充実と推進

2 施策の展開

(1) 効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進

ア 効果的な交通規制等の推進

地域の交通実態及び地域住民の意見等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るために、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進します。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図ります。

【担当課：警察本部交通規制課】

イ 事故危険箇所対策の推進

社会的反響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

また、事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により明らかとなった潜在的な危険区間等を事故危険箇所として選定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施します。事故危険箇所においては、信号機の新設、歩車分離式信号・歩行者用青信号の早出し現示への改良、道路標識・標示の補修等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進します。

【担当課：警察本部交通規制課、道路保全課】

ウ 交通安全施設等の戦略的整備

公安委員会では、信号機をはじめとする各種交通安全施設を整備していますが、

国・地方共に財政状況は厳しく、これら施設の老朽化が進んでおり、信号柱・標識柱の倒壊や信号機の滅灯に伴う交通事故・渋滞の発生が懸念されます。整備後長期間が経過した各種交通安全施設の老朽化対策は喫緊の課題となっていることから、令和2年に策定した「奈良県交通安全施設個別施設計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、ライフサイクルコストの削減等を推進します。

また、交通環境の変化等により効果が低下した施設については撤去するなど、適切な管理を推進します。

【担当課：警察本部交通規制課】

(2) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

ア シートベルトの着用徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、県、市町村、警察、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開します。

【担当課：警察本部交通企画課】

イ チャイルドシートの使用徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化します。

【担当課：警察本部交通企画課】

ウ 指導取締り等の強化

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りを推進します。

【担当課：警察本部交通企画課、交通指導課】

(3) 交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進

ア 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、飲酒運転、無免許運転、薬物運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。

また、引き続き、児童、高齢者、障害者の保護の観点に立った指導取締りを推進します。さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるP D C Aサイクルをより一層機能させます。

【担当課：警察本部交通指導課、交通企画課】

イ 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図ります。

特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関・団体が連携して推進します。

また、地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、運転免許課、疾病対策課】

ウ 危険ドラッグ対策の推進

危険ドラッグをはじめとした薬物使用による運転の根絶に向け、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等を有効活用するとともに、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図ります。

【担当課：薬務課】

エ 悪質性・危険性の高い運転者に対する行政処分の実施

道路交通法違反を繰り返し犯す運転者や、重大な交通事故を起こした運転者等、悪質性・危険性の高い運転者を道路交通の場から早期に排除することによって交通の安全を図るため、運転免許の取消し、停止や仮停止等、運転免許の行政処分を厳正かつ迅速に行います。

【担当課：警察本部運転免許課】

オ 危険運転者に対する教育の充実

道路交通法等に違反する行為をし、累積点数が一定の基準に該当した者や行政処分を受けた者に対し、その危険性の改善を図るために教育として、初心運転者講習、取消処分者講習、停止処分者講習及び違反者講習を行っており、特に飲酒運転違反者には飲酒学級を設け、AUDIT^{*1}やブリーフ・インターベンション^{*2}等の飲酒行動の改善のためのカリキュラムを盛り込んだ講習を行うなど、危険運転者に対する教育の充実を図ります。

※1 : Alcohol Disorders Identification Testの略。世界保健機関（WHO）がスポンサーになり、数か国の研究者によって作成された「アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト」で、面接又は質問紙により、その者が危険有害な飲酒習慣を有するかどうかなどを判別するもの

※2 : 受講者に、自身が設定した日々の飲酒量等に関する目標の達成状況を一定期間記録させた上で、その記録内容に基づき、受講者ごとに問題飲酒行動及び飲酒運転の抑止のための指導を行うもの

【担当課：警察本部運転免許課】

（4）交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立てを視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立ても視野に入れた捜査の徹底を図ります。

【担当課：警察本部交通指導課】

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めます。

【担当課：警察本部交通指導課】

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザースキャナー、常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

(5) 被害者支援の充実と推進

ア 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を行います。また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員や民間の犯罪被害者支援団体等と連携を図りながら推進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通指導課】

イ 交通事故被害者等への支援の充実

交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者等支援を積極的に推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤の強化

～安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する～

推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援

1 基本方針

地域住民の自主的な取組に対する支援

- ①人的支援の強化
- ②財政的・物的支援の充実
- ③防犯カメラの設置促進
- ④情報提供の推進
- ⑤教育・啓発の推進

2 施策の展開

(1) 人的支援の強化

ア 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実

各地域で組織されている防犯ボランティア団体の活動は、警戒の対象等、地域の特色が反映されることから、活動支援に当たっては、その地域の犯罪発生実態はもちろん、構成員の構成、活動の時間帯等の活動実態のほか、活動上の課題、支援ニーズ等を的確に把握し、持続可能で自律的な活動としてさらに発展するよう、関係機関等と連携し、必要な支援が行える枠組みの構築について検討します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課】

イ 防犯アドバイザーによる支援

持続可能な防犯ボランティア団体の活動に向けた各種支援を推進するためには、その活動を側面的に支援するアドバイザーが必要となります。防犯ボランティア団体の活動を根底で支えているのは、活動に取り組む人々の地域に対する「思い」や「志」であり、これらが持続可能なボランティア活動を生み出します。そこで、各地域の犯罪発生実態について知見を有する警察官OBが市町村担当者と連携し、各団体ごとにアドバイスや講習を行い、課題解決に向けた継続的かつ専属的な支援を行います。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

ウ 防犯活動に対する気運の醸成と人的支援

県警察では、「地域防犯力」を高めるため、平成24年6月から、実施地区内に「声かけ・鍵かけ運動実施中～向こう三軒両隣裏隣～」の防犯シートやのぼり旗を掲げて、鍵掛けを励行するとともに、住民が相互に挨拶を行って連帯意識や絆を深め、更には見知らぬ人には声かけを行って犯罪を企図する者が入り込みにくい地域を構築する「あいさつ・声かけ・鍵掛け運動『チャレンジ“絆”』」の取組を支援しています。

また、少子高齢化の中で、防犯ボランティア団体は、高齢化と後継者不足に直面していることから、県内外の大学生から構成されている『あっぷりけ戦隊！奈良もりたい』による各種防犯活動の実施や学校法人帝塚山大学との協働による単位取得可能な「学生ボランティア育成事業」の実施など、次世代を担う若い世代に対する防犯ボランティア活動への参加促進を始め、「ながら見守り」等の多様な参加形態による地域全体へ防犯への意識付けを図る取組により、現役世代、退職世代等、幅広い世代に対する防犯活動への参加を促進しています。

なお、防犯ボランティア活動の組織化においては、その人材が必要となるため、活動の中核となるリーダーの養成や活動に参加する県民の防犯に関する知識を高め、防犯意識の高揚を図ります。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

エ 地域安全推進委員と連携した地域における防犯活動の促進

各地区防犯協議会会長（市町村長）及び警察署長の連名により、地域の実情に精通し犯罪被害防止活動に熱意のある住民の方々を地域安全推進委員として委嘱しています。令和3年5月現在、県下で1,913名の方々が委嘱を受け、各居宅に「地域安全連絡所」と記載された表示板を掲げて、地域住民への防犯意識の高揚を目的とした防犯指導や市町村、警察署、交番・駐在所と連携した被害防止活動に取り組んでいます。

地域における防犯活動の中核を担うこれらの方々と一層連携し、地域における防犯活動を促進します。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

オ ボランティア団体の活動状況に関する広報の強化

防犯ボランティア団体の構成員拡大、モチベーションの維持につなげるため、ボランティア団体の活動状況については、県警察ホームページやSNS等に掲載するほか、市町村等の広報媒体の活用や報道機関への情報提供等を行います。また、活動の周知に当たっては、一般的な活動紹介だけでなく、防犯ボランティア活動の成果を盛り込むことで、若い世代や退職世代等の理解と共感が得られるものとなるよう配意します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

カ 交番・駐在所と防犯ボランティア団体との連携

地域の情勢や防犯ボランティア団体の設立状況に応じて、防犯ボランティア団体と警察官との合同パトロールを行うなど、より一層良好な関係を構築するよう努めます。

【担当課：警察本部地域課】

(2) 財政的・物的支援の充実

ア 防犯ボランティア団体連携のための機会づくり

合同パトロール等の現場での活動に伴う支援だけではなく、活動を続けていく目的や将来像など、活動の本質を議論し、防犯ボランティア団体間の連携を深めるため、意見交換会等の場を設けます。また、意見交換では、県や市町村、警察担当者と活動上の課題や対応策を相互に検討し、団体自身が課題解決に向けた対策を講じる糸口となるような内容を盛り込むことにも配意します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

イ 企業による活動支援の促進

企業においてはCSR活動の一環として、自ら防犯ボランティア活動に取り組んでいただいています。加えて、「奈良県自主防犯パートナーシップ制度」の創設により、地域の防犯ボランティア団体等への支援を行っています。こうした企業の取組は、防犯ボランティア活動の活性化に効果的であることから、防犯ボランティア活動への積極的な参加や支援を働きかけます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

(3) 防犯カメラの設置促進

ア 市町村、自治会、事業者による防犯カメラの設置促進

防犯カメラは、人の目では補いきれない部分の防犯対策として、被害の未然防止に極めて有効です。また、「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を高め、犯罪を許さない気運を醸成させる効果があります。加えて、万一犯罪が発生した場合の速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応することができます。市町村、自治会、事業者に対して、防犯カメラのこうした有用性を周知して、必要な箇所に防犯カメラが設置されるよう支援します。また、市町村に対しては、独自に予算化や宅地開発業者に対して示した開発規定である「開発指導要綱」に防犯カメラの設置に関する規定を設けるよう働きかけます。

なお、防犯カメラの設置には、プライバシー等の人権への配慮が必要となることから、防犯カメラの設置者、利用者が守るべきガイドラインを定めるなどして、防犯カメラの適正な設置や利用が図られるよう支援します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

イ 警察が主体となる防犯カメラの適正な運用

交番・駐在所の多くは、駅前や主要幹線道路等の交通要所に所在していることから、これまでに設置した防犯カメラについては見守り活動を補完する「地域の目」として、適正な運用に努め、周辺地域の安全対策と犯罪の起きにくい環境づくりに努めます。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

(4) 情報提供の推進

ア 犯罪情報等の提供

効果的な防犯ボランティア活動が行われるためには、地域における犯罪等の発生状況に関する情報が不可欠です。防犯ボランティア団体が真に求めている情報に応じて、提供する情報の範囲、内容について検討し、可能な限りその要望に応じた情報を多様な媒体を活用して提供します。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

イ 団体の運営に関する情報提供

防犯ボランティア活動の持続性を高める観点から、団体の設立や円滑な運営を促進するため、これらに関する好事例を取りまとめた資料やマニュアルの作成に努めるとともに、その内容が時宜にかなったものとなっていることについて点検の上、必要に応じて改訂します。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

(5) 教育・啓発の推進

ア 防犯意識の普及啓発

県民に対して、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの関心を深め、県民等が自主防犯活動に参加・協力する気運を高める一方策として「安全・安心なまちづくりの旬間」を「全国地域安全運動（毎年10月11日～同月20日）」に合わせて実施し、「奈良県民大会」、自主防犯活動に関する啓発活動やキャンペーンを実施するなど県民の自主防犯活動の活性化に取り組みます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

イ 防犯知識の提供

防犯ボランティアを始めとする地域住民等に対し、効果的な防犯活動や防犯環境設計に関する知識の浸透を図るため、指導的立場の防犯ボランティア、防犯設備士等の参加を得て、地域の犯罪情勢や対象者の特性に応じた参加・体験型の防犯教室を開催するなどして、防犯知識の提供を図ります。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

ウ 積極的な賞揚措置等

活動に対する表彰は、士気高揚や活動に対するモチベーションの向上に効果があることから、防犯ボランティア活動に関する功労の継続的な把握に努めるとともに、事件、事案の解決に資する端緒情報の提供があった場合には、時機を逸することなく積極的な賞揚を検討します。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

エ 関係機関・団体との連携等

防犯ボランティア活動が継続的に推進されるようにするために、関係機関・団体との連携・協力が不可欠です。防犯協会を始め、各種民間団体と防犯ボランティアの活性化や持続性の向上を図るための各種支援を推進すると共に、防犯設備に関する生活安全産業関係者と連携体制の構築に努めます。

【担当課：警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化

1 基本方針

県民等を守るための捜査力、警察活動の強化

- ①司法制度改革への対応
- ②捜査力の強化
- ③科学技術の活用
- ④事件・事故への対応
- ⑤交番・駐在所の機能強化

2 施策の展開

(1) 司法制度改革への対応

ア 取調べの録音・録画の実施

令和元年6月1日に刑事訴訟法の一部を改正する法律が全面施行され、逮捕又は勾留をされている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合に、原則として、その全過程を録音・録画することが義務付けられました。

また、被疑者が精神に障害等を有する場合の取調べにおいても、必要に応じて、録音・録画を実施するよう努めなければならないとされました。

県警察では、平成21年以降、裁判員裁判対象事件等に係る取調べの録音・録画に積極的に取り組み、本制度の浸透、定着を図ってきたところです。引き続き、捜査員の指導・教養等を推進し、更なる取調べ能力の向上を図るとともに、録音・録画装置の整備等に努めます。

【担当課：警察本部刑事企画課】

イ 通信傍受の合理化・効率化

通信傍受法の改正により、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航及び組織的殺人の4罪種に加え、一定の組織性を有する殺傷犯、詐欺等が新たに対象犯罪として追加されました。これにより、一般国民に重大な脅威を与えていた暴力団等による組織的な殺傷事件や振り込め詐欺等の犯罪捜査に通信傍受を活用できることとなりました。

また、従来は、通信傍受を行う際、通信事業者職員等による立会いが義務づけられていたことに加え、通信事業者の施設において傍受を行うこととされていたため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、令和元年6月1日からは、通信内容の暗号化等の技術的措置を講じることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い等を不要とし、警察の施設での通信傍受を可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られました。通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織の中核の検挙に有用な捜査手法となることから、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくとともに、平素から事案対処のための習熟訓練に努めます。

【担当課：警察本部刑事企画課】

(2) 捜査力の強化

ア 情報分析の高度化・効率化

聞き込み捜査を始めとする伝統的な「人からの捜査」によって、被疑者の検挙に直結する情報等を入手することが困難になる中、様々な犯罪関連情報の高度かつ効率的な分析を行い、被疑者の絞り込み、捜査の方向性及び捜査項目の優先順位の判断を支援する取組等が重要です。現在各々が独立しているシステムデータを統合管理することにより、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報と交通事故発生状況や不審者情報といった様々な情報を総合的に把握することができるようになります。

そういう総合的な情報を、目的に応じて高度に分析することにより、捜査力や防犯力、交通安全の強化につながることから、引き続き、情報分析の高度化・効率化に努めます。

【担当課：警察本部刑事企画課、捜査支援分析課】

イ 客観証拠の収集と適正な保管管理

適正な捜査を遂行し、刑事警察の責務を果たすためには、客観証拠を重視する捜査が重要な意義を有します。特に、裁判員裁判制度の実施に伴い、公判において裁判員の的確な心証形成に資する客観証拠がより重視されています。客観証拠の証明力が的確に評価され、その後の捜査展開が円滑に進められるよう、現場において押収した証拠物件の保管・管理をより一層適正に行います。

また、事件発生直後において、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することは、犯人の特定や犯罪の立証、さらには連續発生の防止のために極めて重要です。

【担当課：警察本部刑事企画課、事件主管課】

ウ 防犯カメラ画像の活用

犯罪捜査においては、防犯カメラ画像が重要かつ客観的な証拠となることから、事件発生後に収集した防犯カメラ画像の分析・解析に役立つ新たな資機材を導入しました。

引き続き、防犯カメラ画像の活用に関する装備資機材の充実や解析能力の向上に努めます。

【担当課：警察本部捜査支援分析課】

エ 捜査技能の組織的な伝承

社会情勢が変化し、捜査を取り巻く環境が変容しても、犯人に結びつく捜査資料を収集するために行われる尾行、張込み、聞き込み捜査といった従来からの捜査手法は犯罪捜査に必要不可欠であり、世代を超えて受け継いでいかなければなりません。

従来、捜査技能については、実際の警察活動を通じて先輩から後輩へと受け継がれてきました。

しかしながら、大量退職による急速な世代交代で若手捜査員が多数任用されるなどしたため、経験や専門的知識を有する捜査員が減少しています。従って、多数の経験未熟な捜査員等に対して、より体系的に捜査技能を伝承する必要性が生じてきたことから、ベテランの捜査員を指導員として、警察学校における教育訓練や実戦的な指導を行うなどして、伝統的な捜査技能が伝承されるよう組織的な取組を進めています。

【担当課：警察本部刑事企画課】

(3) 科学技術の活用

ア 車両捜査支援システムの整備

自動車盜を始めとする多くの犯罪は、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、自動車ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的です。このため県警察では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する車両捜査支援システムの整備に努めています。

【担当課：警察本部捜査支援分析課】

イ DNA型鑑定の実施

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNAの塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法です。DNA型は、犯人の特定、犯行状況の解明等に有用な客観証拠であることから、積極的に被疑者の資料を採取するとともに、犯罪捜査に効果的に活用します。

【担当課：警察本部科学捜査研究所】

ウ 犯罪死の見逃し防止への取組

死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練を充実させるとともに、検視官が現場に臨場することができない場合には、オンライン映像を通した検視の補助ができる遠隔検視等により犯罪死の見逃し防止に努めます。

また、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査（CT、レントゲン、MRI等）等を的確に実施します。また、死体の腐敗や証拠滅失防止を図ることに加え、遺族等の心情への配慮のためにも、遺体保冷庫や靈安室等の整備に努めるなど、適正な死体取扱業務を推進します。

【担当課：警察本部捜査第一課】

(4) 事件・事故への対応

ア 通信指令システムの高度化

警察にとって初動は生命線であり、重大事案発生直後における迅速的確な警察活動は、被害拡大の防止、犯人の確保等に欠かせません。

通信指令は初動警察の要であり、迅速的確な初動警察活動のため、広範囲で活動する多数の警察職員の総合的・一元的な集中運用を図ることをその責務としています。

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、警察本部内に通信指令室を設け、受理した110番の通報内容を直ちに警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行っています。

全通報の約7割以上を占める携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（発信地表示システム）の運用や、スマートフォンを活用して動画を送信することにより、現場のリアルな状況の通報が可能となるシステムの導入等、通信指令システムの高度化を図っています。

【担当課：警察本部通信指令課】

イ 初動警察活動の強化

突発重大事案においては、110番通報を受理してから、いかに迅速かつ的確に初動的措置を執るかが県民の生命身体の安全確保に直結します。

そのため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実戦的かつ効果的な初動警察対応訓練を継続的に実施しています。

その他、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う通信指令競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通

信指令の知識・技能に関する検定制度を設け、組織的な人材育成に努めています。
【担当課：警察本部通信指令課】

(5) 交番・駐在所の機能強化

ア 交番・駐在所の最適な配置

県警察では、令和3年2月、社会や治安情勢の変化に対応するため、交番・駐在所の配置について最適化を図る「奈良県警察交番・駐在所最適化指針」を策定しました。本指針に基づき、現在の施設を有効活用しながら、長期的な視点をもって交番・駐在所の更新、統廃合等を計画的に行うとともに、地域警察官等を適切に配置することにより、県下全域における治安の維持・向上を図っていきます。

【担当課：警察本部地域課、施設装備課】

イ 交番・駐在所の高機能化

県警察では、指針に基づき交番・駐在所の最適化を進めていますが、交番・駐在所が、地域住民の安全と安心のよりどころになり、身近な不安を解消できるよう、高機能化を図ります。

具体的には、ユニバーサルデザインの導入により、来訪される方の利便性を向上させるほか、全交番・駐在所と警察本部等を専用回線で結び、ネットワーク化することにより、行方不明者や落とし物等の各種届出を迅速に受理し、効果的な発見活動等を行います。

また、交番・駐在所に防犯カメラや遮蔽板を設置するなど、施設の更なるセキュリティ強化を図るとともに、交番・駐在所の機能と機動力を兼ね備えた移動交番車を導入し、より能動的かつ重層的な活動を展開します。

【担当課：警察本部地域課】

ウ 交番相談員の活用

令和2年に県警察が行った警察活動等に関する県民の意識調査の結果、「交番・駐在所の活動に望むこと」との質問に対して、「交番にいつもいてほしい」「いつもパトロールしてほしい」との回答がいずれも5割を超えていました。交番・駐在所の最適化を進める中、双方のニーズに応え、警察官が街頭活動を強力に推進するための基盤整備として、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理教示等の警察官の補完的業務を行う交番相談員を適切に配置します。

【担当課：警察本部地域課】

推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進

1 基本方針

犯罪被害者等に対する支援の促進

- ①経済的な支援への取組
- ②心身に受けた影響からの回復への取組
- ③安全の確保への取組
- ④居住及び雇用の安定への取組
- ⑤支援等のための体制整備への取組
- ⑥県民の理解と協力の確保

2 施策の展開

(1) 経済的な支援への取組

ア 犯罪被害給付制度の運用

通り魔事件等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援法に基づき、国が一時金として給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図っています。

給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うほか、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、速やかに行うよう努めます。

【担当課：警察本部県民サービス課】

イ 各種公費支出制度の運用

犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動への理解と協力を得るために、一定の身体犯被害者の診断書料（捜査に必要な一通分）及び初診料、性犯罪被害者の初回処置料等、その他対象事件の被害者等へのカウンセリング等費用、司法解剖後の遺体搬送費及び死体検案書料等について、公費による支出を行っています（公費支出には一定の要件があります。）。

【担当課：警察本部県民サービス課】

(2) 心身に受けた影響からの回復への取組

ア 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

県警察では、臨床心理士の資格を有する職員を効果的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、カウンセリング等費用に関する公費支出制度の適切な運用をはじめ、民間支援団体等と連携して、犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図ります。なお、臨床心理士の資格を有する職員に対しては、専門的研修を受講させるなど、その技術・能力の向上に努めます。

県では、犯罪被害者等の相談に対して適切に対応するため、被害者支援を行う民間支援団体に臨床心理士を派遣し、カウンセリングを実施しています。

【担当課：警察本部県民サービス課、人権施策課】

イ 性犯罪被害者支援に係る関係機関との連携の推進

被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪・性暴力被害者

支援に關係する部局と民間支援団体等との連携を促進するとともに、ワンストップ支援センターの運営等、性犯罪・性暴力被害者支援体制の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、人権施策課、警察本部県民サービス課、捜査第一課】

ウ 施設の改善等による環境整備

犯罪被害者専用の事情聴取室の確保、犯罪被害者等の心情に配意した内装等を施した犯罪被害者支援用車両の活用等に努めるほか、その環境を良好に保つなど環境整備を図ります。

【担当課：警察本部県民サービス課】

エ 日常生活の支援

民間支援団体等と連携し、医療機関での診療、警察の事情聴取、裁判への参加、行政機関での手続等に付き添うなどの直接支援を充実させるほか、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事、育児等に係る支援等、日常生活上の支援のための施策の実施を検討します。

【担当課：人権施策課】

(3) 安全の確保への取組

ア 捜査に関する適切な情報提供

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講じます。

【担当課：警察本部事件主管課、刑事企画課、県民サービス課】

イ 再被害防止措置の推進

犯罪被害者等の多くは、再び危害を加えられることに対して不安を抱いており、適切な保護等の支援が求められています。

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、連絡体制を確立の上、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会等の関係機関・団体と緊密に連携を図り、再被害防止措置に必要な関連情報の収集を行うとともに、非常時の通報要領の教示、自主警戒等についての防犯指導、緊急通報装置等の再被害防止資機材の貸与に加え、必要に応じて自宅への立ち寄り等の警戒措置を講じるなど、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止しています。

なお、危険度が高いと判断される場合には、立ち寄り回数を増やすなどの警戒措置の強化や、警察官を実際に配置するなどの警戒体制の構築により再被害防止措置を執りますが、必要に応じて更なる警戒強化に資するネットワークカメラ等の新たな資機材の導入についても検討します。

また、再被害防止措置の一環として、犯罪被害者等を避難させるためには、避難先での家具等の調達に時間や費用を要する面もあることから、この点を解消できるような支援の取組についても検討します。

【担当課：警察本部事件主管課、刑事企画課、県民サービス課】

(4) 居住及び雇用の安定への取組

ア 被害直後における一時避難場所の確保等

自宅が犯罪の現場となるなど、物理的に居住することが困難となった犯罪被害者等について、被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、宿泊等に係る費用の一部を公費により支出しています。

また、ストーカー、配偶者等暴力の被害者等について、加害者を検挙し、又は被

害者等が安全な場所に移るまでの一時的な避難先として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、一時避難に係る経費の一部を支出して、被害者等の安全確保のための取組を促進します。

【担当課：警察本部県民サービス課、人身安全対策課】

イ 中長期的な住居の確保に向けた取組

被害者等の県営住宅への入居については、現在、緊急的な一時受入を行っていますが、期間は原則1年までとなっていることから、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、優先入居等による中長期的避難の支援が図られるように検討します。

【担当課：住まいまちづくり課】

(5) 支援等のための体制整備への取組

ア 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が必要とする支援は、受けた被害や生活の態様等により様々で、住宅、雇用、保健福祉、教育等幅広い分野にわたるため、県と県警察、市町村に犯罪被害者等支援全般に対応する相談窓口を設置しているほか、必要な支援に応じた様々な相談窓口において相談を受け、必要な支援に関する情報提供や助言を行っています。

犯罪被害者等の要望に応じて、市町村や民間支援団体等とも連携しながら、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行います。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

イ 刑事手続に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続や犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。

また、外国人の犯罪被害者等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて、内容の充実及び見直しを図ります。

【担当課：警察本部事件主管課、県民サービス課】

ウ 民間支援団体に対する援助

民間支援団体は、相談業務のほか、公判や調停への付き添い等の生活に密着したきめ細かな支援活動を行っており、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援を受けられる体制を整えていくために不可欠な団体です。

県では、民間支援団体に対して、犯罪被害者等支援活動を行う支援員の養成及び研修事業への補助等を行っており、県警察では、民間支援団体が実施する支援事業への補助等を行っています。

こうした団体の活動とその果たす役割の重要性に鑑み、これまで以上に効率的、効果的な援助を検討します。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

エ 人材の育成

犯罪被害者等へ適切な支援を行うためには、犯罪被害者等の心理や置かれている状況を正確に理解するとともに、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められています。

県内全域で均一な支援を行うためには、県内各地で支援に携わる県、県警察、市町村等の関係機関の職員及びボランティア支援員等の知識や対応方法が一定の水準を満たしている必要があることから、犯罪被害者等支援に携わる職員や支援員への研修を充実させることにより、人材育成に努めます。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

オ 調査研究の推進

犯罪被害者等支援に従事する者が、支援についての専門的な知識や技能が不足すると、適切な支援をすることができなくなるおそれがあります。犯罪被害者等のニーズ等を把握するとともに、犯罪被害者等の支援に関する先進事例等の情報収集に努めるなどの調査研究を行うことにより、犯罪被害者等支援に関する専門的知識・技能の向上につなげる効果的な施策を検討します。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

カ 関係機関・団体との連携

県、市町村、県警察、民間支援団体等の関係機関・団体等が連携しながら犯罪被害者等に対する適切な支援に取り組んでいますが、今後も既存のネットワーク等の一層の充実や、より効果的な支援体制の構築等に努めるとともに、犯罪被害者等支援に向けての連携強化を図ります。

また、県及び県内の全市町村において、犯罪被害者等支援条例を制定しました。引き続き、同条例に基づいた犯罪被害者等支援の充実に努めていきます。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

(6) 県民の理解と協力の確保

ア 犯罪被害者等による講演会の開催等

広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会やパネル展を実施するなどして、あらゆる機会を通じて「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくり」に向けた気運の醸成を図ります。

県警察では、中学生や高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

イ 広報啓発活動の実施

街頭啓発活動、パンフレットやポスターの掲示、ウェブサイトへの施策の掲載等により、一人でも多くの県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、犯罪被害者等が置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援、民間支援団体の意義や活動内容等について、幅広く広報啓発活動を進めています。

【担当課：人権施策課、警察本部県民サービス課】

安全・安心の確保のための奈良県基本計画におけるKPI一覧

	方向性	推進項目	指標名	現状・最新値	目標値 (令和8年度)	担当課
1	1 子供を守る	1 校舎及び通学 通園路等の安全の 確保	教職員へのマニュアルの周知と共通理解を図るための職員研修の実施率	幼稚園 91.8% 小学校 89.2% 中学校 76.0% 高等学校 54.8% (R2年度)	幼稚園 100% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課
2			防犯・防災を想定した訓練の実施率	幼稚園 100% 小学校 95.9% 中学校 84.0% 高等学校 85.7% (R2年度)	幼稚園 100% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課 警察本部生活安全企画課 人身安全対策課、少年課
3			経路変更を含めた通学通園路等の安全性向上のための検討実施率	—	小学校 100% 中学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課
4			組織的な登下校指導の実施率	小学校 99.0% 中学校 93.0% 高等学校 90.5% (R2年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課
5			防犯カメラ補助事業又は単独で防犯カメラ設置事業を予算化した市町村の数	17市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	安全・安心まちづくり推進課 警察本部生活安全企画課
6			「警察活動等に関する県民の意識調査」における「メロディーパトロール」の認知度(見たり聞いたりしたことがあると答えた方の割合)	49.7% (R2年度)	55.0% (R8年度)	警察本部 地域課
7			13歳未満の子供に対する声かけ・つきまとい等の前兆事案を受理し、かつ予防し得たにもかかわらず、重大事件(殺人、略取、誘拐)に発展する事件	0件 (R2年)	0件 (R8年末まで)	警察本部 人身安全対策課
8			各小学校、幼稚園等へ交通危険箇所にかかる見える化資料を配布	100% (R3年)	100% (R4～R8年)	警察本部 交通企画課
9			低速度規制と物理的デバイスの整備箇所数	—	12箇所 (R8年度)	警察本部 交通規制課 道路保全課
10			通学通園路等における可搬式速度違反自動取締装置を用いた交通指導取締り	168回 (R2年)	200回/年 (R4～R8年)	警察本部 交通指導課
11	2 少年の非行・ 被害防止	3 児童虐待に対 する適切な対応	インターネット・リテラシー向上に向けた講習会(県政出前トーク、リテラシー講師派遣事業等)受講人数	13,946人 (H30～R2年度)	累計20,000人 (R4～R8年)	青少年・社会活動推進課
12			青少年健全育成条例に基づく立入調査件数	累計1,786件 (H29～R2年度)	累計2,000件以上 (R4～R8年)	青少年・社会活動推進課 教育委員会学校教育課 警察本部少年課
13			中学生・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率	中学校 64.7% 高等学校 70.7% (R2年度中間報告)	中学校 100% 高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課 薬務課
14			少年警察大学生ボランティアに対する研修・講習会の実施数	1回 (R2年)	2回以上/年 (R4～R8年)	警察本部 少年課
15			いじめについて「解消しているもの(日常的に経過観察中)」の割合	奈良県(公立) 小学校 74.1% 中学校 72.5% 高等学校 72.3% (R2年度)	R2年度全国平均以上 (国公私立) 小学校 77.5% 中学校 76.9% 高等学校 79.4% (R8年度)	教育委員会学校教育課
16			オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数	39市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	こども家庭課
17			養育支援訪問事業を実施する市町村数	34市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	こども家庭課
18			乳幼児健康診査の受診率(3～5か月児)	97.6% (R2年9月調査)	98.0% (R8年度)	健康推進課
19			児童虐待事案対応合同研修参加機関(県・県警察の機関及び市町村)数	16機関 (R2年度)	55機関 (R8年度)	こども家庭課 警察本部少年課
20			里親、ファミリーホームに委託した児童数	59人 (R2年度)	86人 (R8年度)	こども家庭課
21			児童福祉司一人当たりの対応件数	53.4件 (R2年度)	40件 (R8年度)	こども家庭課
22			産後ケア事業を実施する市町村数	17市町村 (R3年4月調査)	39市町村 (R8年度)	健康推進課
23	2 女性を守る	4 配偶者等から の暴力事案への対 策の推進	市町村計画を策定する市町村数	11市町 (R2年度)	14市町村 (R8年度)	こども家庭課
24			DV相談支援セミナーへの参加市町村数	17市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	こども家庭課
25			DV予防啓発出前授業の実施校数	累計36校 (H28～R2年度)	累計36校 (R4年度～R8年度)	女性活躍推進課

	方向性	推進項目	指標名	現状・最新値	目標値 (令和8年度)	担当課
26	2 女性を守る	4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進	全警察官に占める女性警察官の割合	10.7% (R2.4.1)	12% (R7.4.1)	警察本部 警務課
27			予防し得たにもかかわらず、相談を受理したDV事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数	0件 (R2年)	0件 (R8年末まで)	警察本部 人身安全対策課
28			母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業者数	93人 (R2年度)	累計500人 (R3~R7)	こども家庭課
29		5 ストーカー事案への対策の推進	【再掲】全警察官に占める女性警察官の割合	10.7% (R2.4.1)	12% (R7.4.1)	警察本部 警務課
30			【再掲】DV相談支援セミナーへの参加市町村数	17市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	こども家庭課
31			【再掲】DV予防啓発出前授業の実施校数	累計36校 (H28~R2年度)	累計36校 (R4年度~R8年度)	女性活躍推進課
32			生徒（高等学校）対象の防犯訓練（防犯教室含む）実施率	高等学校 18.1% (R2年度)	高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課 警察本部人身安全対策課
33			予防し得たにもかかわらず、相談を受理したストーカー事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数	0件 (R2年)	0件 (R8年末まで)	警察本部 人身安全対策課
34		6 性犯罪等への対策の推進	【再掲】全警察官に占める女性警察官の割合	10.7% (R2.4.1)	12% (R7.4.1)	警察本部 警務課
35			医療機関等への性犯罪捜査採取キットの整備数	5箇所 (R2年度)	10箇所 (R8年度)	警察本部 捜査第一課
36			【再掲】防犯カメラ補助事業又は単独で防犯カメラ設置事業を予算化した市町村の数	17市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	安全・安心まちづくり推進課
37	3 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進	7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進	消費者啓発のための出前講座等の参加者数	1,965人 (R2年度)	4,000人 (R8年度)	消費・生活安全課（消費生活センター）
38			消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置市町村の県内人口カバー率	0% (R2年度)	50% (R8年度)	消費・生活安全課 警察本部生活安全企画課
39			管内自治会長宅への訪問率(巡回連絡の実施)	100% (R2年)	100% (R8年)	警察本部 地域課
40			民生児童委員協議会への情報提供	21市町村 (R2年)	39市町村/年 (R4~R8年)	警察本部 交通企画課 生活安全企画課
41			成年後見制度利用申立件数	453件/年 (R2年)	508件/年 (R8年)	地域包括ケア推進室
42			徘徊見守りSOSネットワーク構築市町村数	22市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	地域包括ケア推進室 警察本部人身安全対策課
43			認知症サポーター養成講座の修了者数	累計119,534人 (R2年度)	累計158,800人 (R8年度)	地域包括ケア推進室
44		8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応	障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数	累計2,297人 (R2年度)	累計3,079人 (R6年度)	障害福祉課
45			市町村・地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止研修受講者数	累計1,057人 (R2年度)	累計1,207人 (R8年度)	長寿・福祉人材確保対策課
46			【再掲】管内自治会長宅への訪問率(巡回連絡の実施)	100% (R2年)	100% (R8年)	警察本部 地域課
47			【再掲】民生児童委員協議会への情報提供	21市町村 (R2年)	39市町村/年 (R4~R8年)	警察本部 交通企画課 生活安全企画課
48			予防し得たにもかかわらず、相談を受理した高齢者虐待事案からエスカレートして発生した殺人事件の件数	0件 (R2年)	0件 (R8年末まで)	警察本部 人身安全対策課
49			【再掲】成年後見制度利用申立件数	453件/年 (R2年)	508件/年 (R8年)	地域包括ケア推進室
50			地域包括支援センター職員研修受講者数	累計1,082人 (R2年度)	累計1,277人 (R8年度)	地域包括ケア推進室
51			【再掲】認知症サポーター養成講座の修了者数	累計119,534人 (R2年度)	累計158,800人 (R8年度)	地域包括ケア推進室
52			多職種参画で自立支援型地域ケア会議を開催する市町村数	35市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	地域包括ケア推進室
53	4 外国人をはじめとした観光客等を守る	9 訪日外国人等への適切な対応	災害時通訳・翻訳ボランティアの登録者数	168人 (R3.4現在)	300人 (R8年度)	国際課
54		10 観光地における安全・安心の確保	地区連合自治会を対象とするテロ対策の実施率	0% (R2年度)	100% (R8年度)	警察本部 警備第三課
55			文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議累計参加者数	120人 (R2年度)	600人 (R8年度)	文化財保存課

	方向性	推進項目	指標名	現状・最新値	目標値 (令和8年度)	担当課
56	5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る	11 特殊詐欺	手口に応じた体験型講習・被害防止訓練の実施	34回 (R2年)	150回/年 (R8年)	警察本部 生活安全企画課
57			【再掲】管内自治会長宅への訪問数(巡回連絡の実施)	100% (R2年)	100% (R8年)	警察本部 地域課
58			【再掲】民生児童委員協議会への情報提供	21市町村 (R2年)	39市町村/年 (R4~R8年)	警察本部 交通企画課 生活安全企画課
59			特殊詐欺事件検挙率	78.9% (R2年)	100% (R8年)	警察本部 組織犯罪対策課
60		12 暴力団対策	暴力団構成員検挙割合(検挙人員／暴力団構成員) ※奈良県内に居住等する暴力団構成員を対象とする	28.0% (R2年)	平均30% ※R4年～R8年までの5年間に における平均値	警察本部 組織犯罪対策課
61			不当要求防止責任者講習会受講者数	747人 (R2年)	1,300人/年 (R8年)	警察本部 組織犯罪対策課
62			市町村における公共工事等暴力団排除要綱の整備状況	82.7% (R2年)	100% (R8年)	警察本部 組織犯罪対策課
63			「奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」協賛企業数	25企業 (R2年末)	50企業 ※目標達成後は、就労者数について設定予定	警察本部 組織犯罪対策課
64		13 薬物対策	【再掲】中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率	中学校 64.7% 高等学校 70.7% (R2年度中間報告)	中学校 100% 高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課 薬務課
65			薬物乱用防止指導員による啓発者数	5,374人 (R2年度)	40,000人 (R8年度)	薬務課
66			薬物密売犯罪組織の実態解明と検挙推進による壊滅及び薬物犯罪収益等の没収、薬物押収の徹底(薬物の需要・供給への打撃)	3件/年 (R2年)	密売組織の実態解明の推進による事件化と密売組織の壊滅5件(1件/年) (R4~R8年)	警察本部 組織犯罪対策課
67	14 テロ、サイバー空間の脅威への対処	14 テロ、サイバー空間の脅威への対処	【再掲】地区連合自治会を対象とするテロ対策の実施率	0 % (R2年度)	100% (R8年度)	警察本部 警備第三課
68			情報セキュリティ確保のための各種訓練の実施	4回/年 (R2年度)	2回/年 (R4~R8年度)	警察本部 情報管理課
69			県民のサイバーセキュリティ意識の向上を目的とした啓発活動、研修会等の実施	1回/年 (R2年)	3回/年 (R4~R8年)	警察本部 サイバー犯罪対策課
70	6 道路交通の「場」において県民を守る	15 高齢者及び子供の安全確保	幼児児童生徒を対象とした交通安全教室の実施率	幼稚園 75.5% 小学校 62.4% 中学校 71.0% 高等学校 76.2% (R2年度)	幼稚園 100% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課 警察本部交通企画課
71			学校安全教室(交通安全教室)講習会への教職員の参加数	38名 (R2年度)	500人以上 (5年累計)	教育委員会保健体育課
72			高齢者に対する交通安全教室(歩行者用)の実施	48回 (R2年)	200回/年 (R4~R8年)	警察本部 交通企画課
73			未就学児に対する自転車安全教室受講者数	累計484人 (R2年度)	累計2,250人 (R8年度)	安全・安心まちづくり推進課
74		16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進	【再掲】幼児児童生徒を対象とした交通安全教室の実施率	幼稚園 75.5% 小学校 62.4% 中学校 71.0% 高等学校 76.2% (R2年度)	幼稚園 100% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (R8年度)	教育委員会保健体育課 警察本部交通企画課
75			【再掲】低速度規制と物理的デバイスの整備箇所数	—	12箇所 (R8年度)	警察本部 交通規制課 道路保全課
76			パリアフリー基本構想エリア(県下1市)内におけるパリアフリー対応型信号機の整備率	0% (R2年度)	100% (R8年度)	警察本部 交通規制課
77			道路横断時の手上げ等横断の実践校の指定及び横断歩行者保護宣言事業所プラス制度への加盟	小学校 1校 事業所 10事業所 (R2年度)	小学校 200校 事業所 1000事業所 (R8年度)	警察本部 交通企画課
78			【再掲】通学通園路等における可搬式速度違反自動取締装置を用いた交通指導取締り	168回 (R2年)	200回/年 (R4~R8年)	警察本部 交通指導課

	方向性	推進項目	指標名	現状・最新値	目標値 (令和8年度)	担当課
79	6 道路交通の「場」において県民を守る	17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	交通事故危険箇所における交通事故対策(道路標示、標識の設置等) 箇所数	0箇所 (R2年度)	58箇所 (R8年度)	道路保全課
80			信号機関連施設・大型標識の倒壊・落下等事案	1件 (R2年度)	0件 (R8年度)	警察本部 交通規制課
81			飲酒に伴う人身交通事故件数	31件 (R2年)	過去5年平均から10%減少させる/年 (R4～R8年)	警察本部 交通指導課
82	7 県民を守るために安全・安心の基盤を強化	18 地域住民の自主的な取組に対する取組	【再掲】防犯カメラ補助事業又は単独で防犯カメラ設置事業を予算化した市町村の数	17市町村 (R2年度)	39市町村 (R8年度)	安全・安心まちづくり推進課
83			奈良県自主防犯・防災リーダー研修の受講者数	累計2,678人 (R2年度)	累計3,400人 (R8年度)	安全・安心まちづくり推進課
84		19 県民等を守るために捜査力、警察活動の強化	全警察署への靈安室、遺体保冷庫の設置数	9署 (R2年度)	12署 (R8年度)	警察本部 捜査第一課
85			交番相談員の配置率	39.1% (27交番) (R2年度)	100% (R8年度)	警察本部 地域課
86			交番のネットワークの整備率	78.2% (54交番) (R2年度)	100% (R8年度)	警察本部 情報管理課
87		20 犯罪被害者等に対する支援の促進	「再被害防止対象者」に係る再被害件数	0件 (H28年)	0件 (R8年)	警察本部 事件主管課
88			犯罪被害者等対応窓口職員研修の受講市町村数	18市町村 (R2年度)	39市町村 (R4～R8年)	人権施策課
89			被害者支援要員に対する研修実施率	46.5% (R2年)	100% (R4～R8年)	警察本部 県民サービス課

女性の相談窓口一覧(県、国等)

奈良県女性活躍推進課 令和3年5月発行
※情報は変更となる場合がありますので、詳細は各相談機関にご確認ください
※女性行政の関係機関が実施する男性相談を含みます

区分	相談機関	電話番号	相談日時	相談内容
全般	奈良県女性センター 女性相談窓口	0742-22-1240	電話相談、面接相談(予約制) 火～金 9:30～17:30 土 9:30～20:00 日・祝 9:30～17:00 (いずれも13:00～14:00を除く) (休館日・12/28～1/4を除く)	女性が抱えるさまざまな悩みや問題について、女性の立場にたって聴き、相談者と共に考えながら、相談者自らが問題解決の糸口を見つけられるよう相談に応じます。(必要に応じ弁護士による法律相談可)
	奈良県女性センター 男性のための相談窓口	0742-27-0304(相談専用) 0742-27-2300(予約) (予約受付は、開館時間内)	電話相談、面接相談(予約制) 第1土曜・第3土曜 17:00～20:00 (休館日・祝日・12/28～1/4を除く)	仕事や職場の人間関係、家族関係の悩み、ストレスなどの相談に男性相談員が応じます。
人権 DV 犯罪被害 性暴力被害	奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083	電話相談 月～金 9:00～20:00 面接相談 月～金 9:00～16:00(予約制) (祝日・年末年始を除く)	女性の自立のため、女性が抱えるさまざまな問題(配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー、身の上、生活・経済・家庭など)に対して、来所、電話などの方法で相談に応じています。
	奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079	電話相談 月～金 9:00～16:00 面接相談 月～金 9:00～16:00(予約制) (祝日・年末年始を除く)	DV及びセクハラ、ストーカー等の女性の人権に関するさまざまな相談
	女性の人权ホットライン (奈良地方法務局)	0570-070-810	電話相談 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)	性暴力の被害に関する相談に、女性支援員が応じます。 医療機関、警察、弁護士、カウンセリング等ニーズに合った関係機関へつなぎ、連携して支援を行います。
	奈良県性暴力被害者サポートセンター (愛称:NARAハート)	0742-81-3118	電話相談、面接相談(予約制) 火曜～土曜 9:30～17:30 (祝日・月曜日が祝日の場合の直後の平日)、 12/28～1/4を除く	性暴力の被害に関する相談に、女性支援員が応じます。 医療機関、警察、弁護士、カウンセリング等ニーズに合った関係機関へつなぎ、連携して支援を行います。
	公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター	[電話相談] セロナミ 0742-24-0783 [面接相談申込] 0742-26-6935	電話相談、面接相談 月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	犯罪被害者等からの相談等に応じます。 必要により弁護士やカウンセラー等の専門家の紹介や警察署・裁判所等への添え書きを行います。 ※週1回臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。(予約制)
	公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター 中南和相談コーナー	0744-23-0783	月・火 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	上記と同様
	公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター 性暴力被害専用電話(SARASA)	090-1075-6312	電話相談 月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	強制性交等、強制わいせつなどの性犯罪で悩む方のための相談に応じます。
こども 子育て	奈良県警察本部捜査第一課 相談電話「性犯罪被害相談110番」	0120-312-110 全国共通短縮ダイヤル番号 #8103(語呂「ハートさん」)	電話相談 24時間 (月～金の17:15～翌8:30及び土・日・祝日 及び年末年始は、本部当直員が対応)	強制性交等、強制わいせつなどの性犯罪で悩む方のための相談に応じます。
	法テラス(日本司法支援センター) 犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714 (IP電話からは 03-6745-5601)	平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	犯罪の被害にあられた方やご家族の方に対し、刑事手続きへの適切な闇参与や、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るために制度に関する情報を提供します。必要に応じて、法テラス地方事務所を通じて、犯罪被害者等の支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。
	女性のための安全相談所			
	近鉄奈良駅前交番	0742-22-5612		
	西大寺交番	0742-43-0030	電話(FAX)相談・面接相談 金曜 13:00～20:00 (事件、事故等の発生により、対応できない 場合があります)	女性の性犯罪被害等に対する予防や不安の除去のため、交番に配置された警察官(原則として女性警察官)及び交番相談員が相談に応じます。
	白庭台駅前交番	0743-78-3079		
	天理総合駅前交番	0743-63-3851		
しごと	近鉄八木駅前交番	0744-22-6637		
	近鉄高田駅前交番	0745-22-8292		
	五位堂交番	0745-76-2169		
	奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788	電話相談、面接相談(予約制) 月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く) ※休日・夜間の児童虐待等緊急相談・通報は、 中央こども家庭相談センターで24時間受付	子どもの成長、発達、行動、しつけなど、さまざまな問題、心配事についての相談(養護、保健、心身障害、非行、育成)、児童虐待相談、里親相談
	奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079		
	子どもと家庭テレホン相談 (奈良県中央こども家庭相談センター)	0742-23-4152	電話相談 月～金 9:00～20:00 土日祝 9:00～16:00 (年末年始を除く)	育児、しつけ等の子どもに関する悩みや心配、子ども自身の悩みについて
	あすなろダイヤル (奈良県立教育研究所教育支援部)	0744-34-5560 0120-0-78310 (「24時間子供SOSダイヤル」)	電話相談 年中無休24時間 ただし下記の時間帯以外は 「奈良いのちの電話」に転送 平日 9:00～17:00	(教育相談) 不登校やいじめなど学校生活での悩み、子育てなど家庭生活での悩みについての相談
しごと	子どもの人権110番 (奈良地方法務局)	0120-007-110	電話相談 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	子どものいじめや体罰、児童虐待等の問題に関する相談
	更生保護「ひまわりテレホン」 (奈良保護観察所)	0742-20-6000	電話相談 月～土 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	保護司による電話相談です。犯罪・非行・いじめ・しつけ・友だち関係などの相談に応じています。 犯罪や非行にいたった人びとの社会復帰を支援し、家族の悩みもお聞きします。
	(社福)奈良いのちの電話協会 奈良すこやかテレフォン	0742-35-1002	電話相談 月～金 18:00～21:00 土日祝 10:00～16:00	保育・家庭教育・しつけ・進学などの青少年に関する問題
	奈良弁護士会 子どもの悩みごと相談	0742-81-3784	電話相談 申込後、担当弁護士からの電話により相談を実施 月～金 9:30～17:00(受付) (祝日・年末年始を除く)	いじめ、体罰、虐待、非行などの子どもに関する問題 子どもに聞することなら何でも
	奈良県警察少年サポートセンター ヤング・いじめ110番	0742-22-0110	電話相談 24時間 (ただし、月～金の17:15～翌8:30、土・日・祝日 及び年末年始は、本部当直員が対応)	非行、いじめ、犯罪による被害など少年に関する問題についての相談に応じます。
	奈良県警察中南和少年サポートセンター ヤング・いじめ110番	0744-34-0110	面接相談 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
	奈良県女性センター 働く女性の支援相談窓口	0742-27-2302	電話相談、面接相談(予約制) 火～土 9:30～17:30 (13:00～14:00を除く) (休館日・祝日・12/28～1/4を除く)	仕事上の悩み、働き方、子育てとの両立、キャリアアップ等、働くことに関するさまざまな相談に応じます。
しごと	奈良県女性センター 女性の再就職準備相談窓口	0742-24-1150	電話相談、面接相談(予約制) 火～土 9:30～17:30 (13:00～14:00を除く) (休館日・祝日・12/28～1/4を除く) エルヒア奈良(奈良労働会館)、橿原市、生駒市、香芝市、王寺町で出張相談(予約制)を実施中	子育てや介護等で離職し、再就職を目指す女性を対象とした就業相談、求人情報、仕事と家庭との両立、起業等の各種情報提供を行います。
	奈良県母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター) (奈良労働会館内)	0742-24-7624	月～土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 県内6箇所で出張相談(予約制)を実施中 詳しくはこちら→www1.odn.ne.jp/smile-center/	母子家庭等の就業による自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、情報提供等のワンストップサービスを実施。
	マザーズコーナー ^{（ハローワーク奈良内）}	0742-36-1601	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
	マザーズコーナー ^{（ハローワーク大和高田内）}	0745-52-5801		子育てしながら就職を希望する者に対する職業相談、職業紹介
	マザーズコーナー ^{（ハローワーク桜井内）}	0744-45-0112		

女性の相談窓口一覧(県内市町村)

奈良県女性活躍推進課 令和3年5月発行
※情報は変更となる場合がありますので、詳細は各相談機関にご確認ください
※女性行政の関係機関が実施する男性相談を含みます

市町村名	区分	相談機関	電話番号	相談日時	相談内容
奈良市	全般	奈良市共生社会推進課 男女共同参画室 男女共同参画センター「あすなら」 女性問題相談室	0742-81-3102	電話相談、面接相談 月・火・水・金・土 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日・12月28日~1月4日を除く)	家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題、そして自分の生き方などの悩みについて、相談員が相談に応じます。
		奈良市共生社会推進課 男女共同参画室 西部会館2階相談室	0742-46-3978	電話相談、面接相談 月・水 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日・12月28日~1月4日を除く)	
	人権・DV	奈良市共生社会推進課 男女共同参画室 北部会館2階相談室	0742-70-2070	電話相談、面接相談 木 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日・12月28日~1月4日を除く)	DVに関する悩みや問題について相談員が相談に応じます。
		奈良市DV相談ダイヤル	0742-93-3150	電話相談、面接相談(予約制) 月~土 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日・12月28日~1月4日を除く)	
	法律	奈良市共生社会推進課 男女共同参画室 男女共同参画センター「あすなら」 女性のための法律相談	0742-81-3100	面接相談(予約制、1人30分) 第3木曜 10:00~12:00 13:00~15:00 (祝日の場合は第4木曜日に振替(要問合せ)) (相談日の一週間前の午前9時から先着8名受付)	(女性弁護士による相談 奈良市在住の女性に限る)女性を取り巻く、深刻化、複雑化する法律的諸問題について、女性弁護士が助言等を行い、解決の糸口を見つけ出すサポートをします。
大和高田市	全般	大和高田市人権施策課 男女共同参画推進係	0745-22-1101 (内線287)	面接相談(予約制、1人50分) 第1火曜日・第3金曜日 9:15~12:05 第2土曜日 13:00~15:50	女性が抱えるさまざまな問題(家族、パートナー、対人関係、DV、労働、生き方などの心理的な悩み)について、女性相談員が相談に応じます。
大和郡山市	全般	大和郡山市人権施策推進課 市民相談室 DV・女性相談	(専用電話) 0743-52-6240	電話相談、面接相談 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	DVや、女性が抱える様々な問題・悩みについて、女性の相談員が相談に応じます。
	法律	大和郡山市人権施策推進課 市民相談室 女性弁護士による法律相談	(予約受付:人権施策推進課) 0743-53-1151 (内線245)	(予約制、1人25分) 第4水曜 13:00~16:20 (祝日・年末年始は振替)	法律問題について、女性弁護士が面接に応じます。
天理市	全般	天理市市民総活躍推進課 市民総活躍推進係	0743-63-1001 (内線426)	面接相談(予約制、1人50分) 第1火曜日 9:00~15:50 (祝日・年末年始は振替)	女性のための「こころ」の相談(フェミニストカウンセラーによる相談)女性が抱えるさまざまな問題や悩みについて、女性の専門カウンセラーと一緒に考えながら相談にあたり、解決への糸口を見つけることができるようお手伝いします。
橿原市	全般	橿原市観光交流センター 4階 男女共同参画広場 (愛称:ゆめおーく)	0744-47-3090	面接相談(予約制、1人50分) 第1土曜 10:30~13:30 第2・3・4水曜 9:00~12:00	(女性による女性のための)面接相談 女性が抱えるさまざまな心理的問題や悩みなど。
			0744-29-5153	電話相談 第1・2・3・4水曜 13:00~16:00	
桜井市	全般	桜井市人権施策課 男女共同参画係	0744-42-9111 (内線564)	面接相談(予約制、1人50分) 第4月曜 13:00~15:00 (ただし、7月・12月は第4水曜日)	子育ての不安、家族の問題、自分自身の生き方、ドメスティック・バイオレンスなど女性が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員が相談に応じます。
五條市	こども・青少年	五條市保健福祉センター	0747-22-4001 (内線289)	電話相談(随時)、面接相談(予約制) 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	子どもの成長、発達、育児、しつけなど様々な問題、心配事等についての相談 児童虐待相談、DV相談 妊産婦の健康及び子育て相談
			0747-25-1137	随時	
御所市	こども・青少年	御所市こども家庭相談センター	0745-62-4512	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	子ども及び家庭に係る相談・子育てに関する情報提供等相談機関として、相談や悩み事をお聞きします。
			0745-65-2210	面接相談(予約制) 偶数月2週目の火曜日 13:30~16:30	
生駒市	全般	生駒市男女共同参画プラザ	0743-73-0556	電話相談(随時)、面接相談(予約制) 火~土 9:00~16:00	女性が抱えている問題や悩みについて、女性相談員が相談に応じます。(夫婦、家族、対人関係等)
	法律	生駒市男女共同参画プラザ	0743-73-0556	面接相談(予約制、1人30分) 第3水曜 13:00~16:00 (相談日の1週間前の8:30から先着6名受付)	
香芝市	法律	香芝市市民協働課 女性法律相談	0745-44-3314	面接相談(予約制・1人30分) 第4木曜 13:30~16:30 ※令和3年7月・9月のみ第5木曜 (相談日の1か月前から先着6名受付)	(香芝市在住・在勤の女性に限る) 配偶者からのDVやデータDVなどの女性に対する暴力、ハラスメント、離婚やそれに伴って生じる問題、そして育児や介護の役割など、女性が抱えるさまざまな問題について、女性弁護士が相談に応じます。
葛城市	全般	葛城市人権政策課 男女共同参画係	0745-44-5005	面接相談(予約制、1人50分) 第2・4木曜 13:30~16:30	女性が抱える様々な問題や悩みについて、女性相談員(フェミニストカウンセラー)が相談に応じます。
	こども・青少年	葛城市こども・若者サポートセンター	0745-48-8639	平日9:00~17:00(第2・第4土曜は事前予約者のみ)	
宇陀市	人権・DV	宇陀市人権推進課	0745-82-2147	面接相談(予約制、1人50分) 第4水曜 13:00~16:00	女性へのドメスティック・バイオレンス(身体的・精神的・性的暴力)、セクシュアル・ハラスメントなどに関して、女性専門相談員が相談に応じます。
平群町	人権・DV	総務防災課	0745-45-1001	第1火曜日 9:30~11:00	親子、夫婦関係、DV。差別、いじめ、体罰などの悩みに人権擁護委員が直接面談、電話で相談に応じます。
斑鳩町	全般	斑鳩町政策財政課	(予約専用ダイヤル) 0745-75-9269	オンライン相談(予約制、1人50分) 第4金曜日 13:00~16:00 (祝日の場合は振替)	生き方、こころ、からだ、性、労働、夫婦・パートナー関係、家族関係、人間関係、性的被害、くらし、法律等についてフェミニストカウンセラーが相談に応じます。
川西町	人権・DV	川西町住民保険課	0745-44-2611	毎月第2火曜日 13:00~16:00	各種人権問題全般について、人権擁護委員が相談に応じます。
上牧町	人権・DV	上牧町教育委員会事務局社会教育課 (役場3階 会議室5)	0745-76-1001	毎月第2金曜日9:00~12:00 面談のみ(予約不要)	各種人権問題全般について、人権擁護委員が相談に応じます。
		上牧町政策調整課 (役場3階 会議室5)	0745-76-1001	偶数月の第1水曜日13:30~16:30 面談のみ(要予約、先着6名)	
広陵町	人権・DV	広陵町総務課	0745-55-1001	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	人権やDVの様々な問題の相談に応じます。
		広陵町社会福祉課	0745-55-6771	面接相談(予約制) 毎月第3水曜日 9:30~12:00(祝は除きます。)	
河合町	全般	NPOなら人権情報センター河合支局	0745-57-2908	毎週火・金曜日(休日の場合は前日) 午前10時~12時、午後1時~3時 電話相談、申し込み不要 面談:要予約	女性、DV(夫・恋人からの暴力)などに関する相談

安全・安心の確保のための奈良県基本計画

奈良県総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話0742-27-8576

奈良県警察本部警務部警務課
〒630-8578 奈良市登大路町80番地
電話0742-23-0110
